

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	平成28年度第2回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成28年10月21日（金）午後2時～午後5時
3 開催場所	中央市民会館4階 第13・14会議室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>（1）介護予防・日常生活支援総合事業について</p> <p>（2）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査の実施について</p> <p>（3）介護保険事業所整備に係る公募について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

平成28年度 第2回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成28年10月21日（金）午後2時～午後5時

場 所：中央市民会館4階 第13・14会議室

出席者

委 員：田口会長、森副会長、林委員、菰田委員、佐々木委員、大家委員、竹村委員、佐藤委員、寺内委員、高橋委員、齋藤委員、松下委員、清水委員、吉田委員、山下委員、深井委員、貴田委員、辻委員、植竹委員

事務局：島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、笹野福祉部副部長兼福祉推進課長、藤城保健医療部市民健康課長、久保田福祉部福祉推進課副課長、榊福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、平井福祉部地域包括ケア推進課地域包括総合支援センター長、加藤福祉部介護保険課長、砂原福祉部介護保険課副課長

傍聴者：なし

《以下議事録》

1. 第2回越谷市介護保険運営協議会

司 会： 皆様こんにちは。

本日は、公私とも大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第2回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。本日は、委員総数21名のうち19名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、八幡委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして田口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

田口会長、よろしくお願いいたします。

会 長： 皆さん、こんにちは。今年度始まって第2回目の会議になります。

今回は、事務局のほうからも総合事業についての具体的な提案がなされると思いますので、それについて本協議会として建設的な意見をまとめていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございました。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料につきましては、先日郵送させていただきました資料1「平成28年度第2回越谷市介護保険運営協議会」、別冊資料「平成28年度第1回越谷市介護保険運営協議会会議録」、また当日配付資料といたしましては、会議次第、そして委員配付資料として、あらかじめ田口会長に配付のご承諾をいただいておりますE委員配付

資料2点、A委員配付資料1点、最後にこしがや介護フェスタ2016の以上7点でございます。資料の足りない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

[発言者なし]

司 会： また、委員の皆様には毎回お願いしている内容でございますが、本日の審議に当たりまして、ご発言の際には事務局担当者がマイクをお持ちいたしますので、マイクを使用してお発言いただきますようお願いいたします。

さらに、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、田口会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

会 長： それでは、会議に入る前に、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

[「いらっしゃいません」と発言者あり]

会 長： なしで。

それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日の会議は、議論の状況にもよりますが、長くても2時間程度と、16時ぐらいまでには終了したいと考えておりますので、ご意見のほうを適切な形でお願いできればと思います。

それでは、まず1つ目の平成28年度第1回介護保険運営協議会会議録についてですが、議員の皆様からは何かご意見、ご質問などありますでしょうか。

これについては、毎回いつもなんですが、事前に送っていただいておりますので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、特になければ、前回の会議録は承認いただいたとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の議事に入っていきたいと思っております。

次に、議事の2つ目、介護予防・日常生活支援総合事業についてでございますが、

まず事務局の説明の前に、この件に関すると思われる資料が、先ほど事務局からもご紹介いただきましたが、2名の委員の方からご提出いただいております。この配付資料は新聞の記事の写しというふうなことです。この資料を配付したことの意図とか、それから要旨というふうなことについて、それぞれ3分程度でご説明をしていただく時間を設けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と発言者あり〕

会 長： それでは、まず山下委員からご説明のほうをよろしくお願いいたします。

山下委員： ありがとうございます。

私のほうで事前に会長宛てに提出しました資料を皆さん方にお配りしてあると思います。毎日新聞10月2日付の朝刊です。佐々木委員のほうから、その裏面というのですか、中に書いてあったものが出ていますので、同じものになってしまいましたが、1面に載ったものを示しました。いわゆる軽度者の要支援1、2に対する訪問介護とデイサービス等が市町村の事業に移行していくことに関し、新方式の基準を定めた先行する157の自治体に毎日新聞が独自調査をしたところがございます。その中で、報酬が平均して2割減に設定されたがゆえに、介護サービスに参入する事業者数が従来の5割未満にとどまるという報道がありました。また、前日には、そこにも載っていますが、「要支援移行進まず、全国の32%止まり」という報道もありました。

新たな事業類型に対する既存事業者の引き受けが厳しい状況や、その委託単価が低いことで、総合事業のサービス提供不足のおそれがあることは以前から指摘されているところがございます。今回の協議会の最大のテーマがこの緩和されたサービスA、Bの単価を議論するということになっていきますので、そういう意味では今回の資料は非常に重要だと思っております。

つまり、今回、後で議論になると思いますが、サービスAですけれども、現行相当の約7割を報酬単価に定めたという案が出されております。毎日新聞では、8割の2割減ということで出したところ、こういう実態があったわけで、はてさて、越谷市は7割という3割減でよろしいのかということが非常に大きな問題になるかと思ひまして、この資料を配付させていただきました。

また、記事の中に、厚労省が新方式は事業所への減額の報酬を定めることが原則だとか、縛りを設けたと書いていることに対して、労働団体の自治労が厚労省の老健局振興課に問い合わせたところ、「そのような事実はなく、記事には困惑している。迷惑である。そういった通知も行っていない。誤解のないように問い合わせのあった方にお伝えください」ということでした。つまり、地域の実情や実態に合わせて自治体が独自に報酬単価を設定するというのが原則なわけですから、その原則に立ち返ってここでの議論もしていかなくてはならないと思っております。

いずれにしても、今回のことについては、要支援者が在宅生活を送る上でサービスがきちんと担保されるのか、これまでの介護予防サービスが必要とされる利用者には、既存のサービス相当分の報酬が支払われているのか、既存のサービスが必要な利用者までも全てA型やB型に移行させるのではないかというような疑問が出てきます。この間、そのような自治体が散見されるということが報告されておりますので、ぜひ、協議会の中で十分議論していくべきではないかと思いました。

そのようなことから、今回資料を提供させていただきました。

会 長： 山下委員、ありがとうございました。

それでは、佐々木委員、よろしく願いいたします。

佐々木委員： 佐々木です。

きょうお配りしたのは、参考までにということで、皆さんもいろいろ目を通していただいていると思いますが、各地域の前例が載っているということでご紹介したいということで提出した次第です。現実には、助ける人は誰もいないとか、南国市では事業を始めるのは難しいと、そういった実態も浮き彫りになっているようでございますので、1つの参考にしていただきたいと思いますと思っております。

それから、会長に申し上げますが、私、前回の会議でもう少し時間をとっていただきたいと、十分時間をとって議論をしていただけないのかということでお話しさせていただきました。それで、副会長さんも、まとめのときに次回は少し時間をとって十分議論しましょうという話があったと思います。きょう冒頭で会長さんが概ね2時間というお話ですので、私、きょうは時間は5時まで借りていると思いますから、できたら少し十分時間をとって意見交換したいなと思っておりますので、その点ご配慮をお願いしたいと思っております。

以上です。

会 長： 佐々木委員、ありがとうございました。議論につきましては、議論の状況も踏まえてというところでご協力いただければと思います。

それでは、お二方の委員の皆様からの情報提供、ありがとうございました。新聞報道にもあるとおり、この次の介護保険制度の改正に向けての課題についてのさまざまな議論がなされているということであります。それで、この委員会においてもこのような情報を加味しながら、次の介護保険制度の改正の動向を注視して会議を進めていきたいなと思っております。山下委員、佐々木委員、ありがとうございました。

それから、もう1つ、事務局からの事前の打ち合わせのところで、委員からの資料提出の締め切りということが、2週間前だとちょっと早いんじゃないかというご意見をいただいているということでお聞きいたしました。ただ、この資料を皆さん方に配付するに当たって、この会議の1週間前には資料をお送りするというところ、そして会長と事務局との打ち合わせという時間も踏まえると、どうしてもやはり2週間前になってしまうということで、何とかご理解いただければと思います。よろしく願い

いたします。

それでは、議事の2につきまして、事務局からの説明に移りたいと思いますが、この資料を見る限り、2の議題の内容が非常に多くて多岐にわたっておりますので、この資料につきまして、数回に分けて事務局のほうから説明をしていただこうかと思っております。

私のほうで区切らせていただきますが、まず資料1の1ページ目から3ページ目まで、これは今までもこの協議会で事務局からの説明があったところですので、復習、それから今までの説明を思い出していただくというところで、ここで1つ区切らせていただこうかなというところ。それから、4ページ目から12ページ目まで、これは多分本題であると思っておりますので、ここで意見をいただくという形になるかと思っておりますが、まず、この4ページ目から12ページ目までを一区切りと。そして、最後に13ページ目から14ページ目という区切りで事務局の説明をしていただこうかと思っております。

それでは、まず1ページ目から3ページ目までの説明ということで、事務局からよろしく願いいたします。

事務局： それでは、議事の介護予防・日常生活支援総合事業について、会長からお話のとおり、まず1ページから3ページ目までご説明いたします。

まず、1ページのほうで、1番目ですが、この総合事業を実施する背景としまして、生産年齢人口が減少、労働人口が減っておりますので、介護の従事者、介護職員が不足するということが現実的となっております。これに伴いまして、今後は高齢者の中で特に75歳以上の方を中心に増加するというところで、生活支援などのニーズが増大することによりまして、介護の専門職で全ての高齢者のニーズに対応ができないということがあります。資料の網かけの部分のとおり、専門職の方につきましては、より状態が重たい方へシフトせざるを得ないこと、そして軽度者への対応につきましては、地域での支え合いの必要性というところで生活支援の担い手の創出といったことがあります。

続いて、その下、2番目でございますけれども、総合事業の体系図でございますが、要支援1、2の方の訪問介護と通所介護につきましては、それぞれイメージの一番上にある①番目の現行に相当するサービスのほか、サービスA、B、C、訪問型につきましてはサービスDの種類が国のガイドラインで示されております。従来のサービスとこのサービスA、B、Cの違いにつきましては、その下、3番目の違いについての表をご覧ください。

一番左から、現行相当サービスとなっておりますが、これは今までの給付の同様のサービス内容でございますが、介護保険の許認可、指定を受けた施設事業所の従事者がサービス提供を行います。一方、サービスAやBでは、このサービス内容につきましては、身体介護といった比較的専門性が高いようなもの、こういったものは対象外と考えられております。また、サービスの提供者につきましては、サービスAが主に

雇用労働者を中心に、サービスBがボランティア主体ということで国から示されております。提供主体の例示として、サービスAであればシルバー人材センターなども考えられます。また、サービスBにつきましては、自治会をはじめとする地域の地縁団体などが考えられます。

また、その右側ですね、サービスCというものもありまして、これはいわゆる昔で言う二次予防事業に準じたサービスということで、短期集中のリハビリ的なものということで、保健・医療の専門職によるものでございます。

次の2ページをご覧くださいいただければと思います。

総合事業の実施前と実施後のサービスの比較のイメージ図でございます。左側が総合事業実施前でございますけれども、介護予防サービスとして訪問介護と通所介護がありましたけれども、これが総合事業実施後については、右側に移りまして、従来と同様の相当サービスのほか、基準などを緩和したサービスA、ボランティアなどの住民主体となるサービスB、そして市町村の実情に応じてこの選択肢を増やすことが可能となっております。また、先ほどご説明したとおり、一番下の二次予防事業が、総合事業においては短期集中のサービスCとして実施するようなイメージでございます。

越谷市の実施状況でございますけれども、一番右の記載どおりでございます。従来と同じサービスを現在は実施しております。その下のサービスA、B、Cなど、これらにつきましては来年度からできれば実施したいと考えております。

そして、その下の5番目でございますけれども、給付相当のサービスと緩和型のサービスA、そして住民主体のサービスBのサービスの内容の違いについて、訪問介護を例としてご説明いたします。

訪問介護では、大きく分けて身体介護と生活援助の2種類に分けられます。介護保険制度に基づきます介護保険サービスの利用料につきましては、給付対象のサービスであれば、本人の負担は原則1割となります。これが、下に黒く網かけ、広く覆われている部分はその範囲とご理解ください。

また、身体介護という内容については、基本この制度の給付対象となりますけれども、生活援助につきましては、全てのサービスが給付の対象、1割負担というわけではございません。まず、給付相当サービスでは、生活援助として調理や掃除、買い物、こういったいろいろなサービスの中で、そのサービスの内容というよりかは、例えばですけれども、同居する家族がいる、いないといったような諸条件によって、本人の1割負担の対象となるか対象外となるかということで変わります。

そして、その右側、サービスAにつきましても、生活援助については同様の考え方で、諸条件で給付の対象に当たるかということで判定されます。なお、このサービスAについては、身体介護が対象外となります。

次に、サービスB、これは住民主体のサービスでございますけれども、基本、ボランティアに近いものでございます。サービスの利用料金については、費用が発生した

場合、これは全額本人負担となりまして、給付のような1割負担といった補助はありません。そのかわり、生活援助の提供する内容につきましては、給付相当やサービスAのような同居家族がいる、いないというものにはかかわらず提供することが可能ということになります。当然こちらのサービスについても、身体介護については対象外となります。

このように、総合事業においては専門職のサービスが状態の重たい方へシフトする一方、サービスAやB、これにつきましては、生活援助を中心とする中で、特にこの一番右側、サービスBにつきましては、生活援助における給付の対象の枠を超えて実施することが可能となっております。これは、本来、生活援助における給付の範囲だけの提供では高齢者のニーズに対応し切れない、実際にはさまざまな生活支援のニーズがあるというところの中で、この黒いエリアの制度の給付の対象内だけでは対応し切れないという現状がありますので、サービスBというところで幅広く対応するものということで国から示されております。

続いて、次の3ページについてご説明いたします。

この給付相当サービスのほか、サービスAやBといったような多様なサービスを実施した場合、そのサービスの利用の流れでございます。

サービスを利用する際は、要介護認定で要支援1、2と判定をされた方、そして参考として14ページに載せましたような25項目の基本チェックリストで総合事業の対象者となった方が、この図の下のほうに來ます訪問型サービスや通所型サービスの利用が可能となります。

この中で、上のほうにあります要介護認定の部分では、フローチャート左側になりますけれども、少し注意書き等で書かせていただいておりますが、結果が出るまでに30日前後を要します。一方で、右側、基本チェックリストによる判定につきましては、その場で事業対象者かどうかの判定ができるというメリットがあります。ただし、訪問介護やリハビリテーション、住宅改修、福祉用具といった訪問型サービス、通所型サービス以外のサービスを利用する場合については、この基本チェックリストだけでは利用できませんので、要介護認定を受けていただく必要があります。

そして、要支援1、2、事業対象者が総合事業の下の真ん中にあります介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスというものを利用するに当たりましては、給付のサービスと同様で、基本的にはサービスを利用するということでケアプランに位置づけが必要となってまいります。

まずは、国の制度に基づく基本的な考え方ということで、説明をここで一度区切らせていただきます。

会 長： 説明ありがとうございました。

この内容につきましては、これまでも数回、事務局からの説明があったかと思いますが、総合事業の実施に当たって、介護のニーズに対して供給する従事者が足りない

んだというふうなこと、それからその足りない部分を多様なサービスといいますか、サービスAとかBとかCとかいうようなところでカバーしていくんだというふうなことの説明だったかと思います。

そして、前回のこの協議会でもちょっと心配だというところがございますが、介護予防給付相当部分のサービス、いわゆる介護予防の訪問介護、それから通所介護ということにつきましては、なくなるんじゃなくてこのまま存続させていくんだという説明だったかと思います。

ここまでのところで、ご意見といいますか、体制の話でしたが、ご意見またはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。思い出していただけましたでしょうか。

A委員、お願いします。

A委員： 委員のAです。

国の制度だということですから、国と市が違っていてもいいと思いますので、後で市のほうのところでいろいろと話したいのですが、ただ、ひとつ、現在、家事の代行業というのが流行ってしまっていて、相当な金額を出して家事を行うところが結構多いのですが、そことサービスBとの関係がある程度きちんとかんでおかないといけないのではと思います。後で報酬の問題も出てきますが、金額上の問題も相当違うので、そこは重要ではないかと思いました。

もう1つ、チェックリストですが、国のものをそのまま使うということですが、説明するとき、線を入れてもらうとありがたいなと思ったところがあります。先ほどの説明もありましたが、受付のところないしは基本チェックリストの判定のところから、破線がいいですから、要介護認定申請のところに行ける道をつくっておいたほうがもっとわかりやすいのではないかと思いました。これだと、チェックリストを受けたら、その2つの道しかないようなイメージになってしまいます。そうではなく、「あなたはチェックリストじゃなくて、要介護認定のほうがいい」という線をつくっておいたほうがもっとわかりやすいのではないかと思いました。その2つでございます。

会 長： ご意見ありがとうございました。

代行業というふうなものがあるんですね。越谷市でもあるの……

A委員： いや、インターネットで相当出てきます。

会 長： あ、そうなんですね。それは、越谷市でもしもあるんであれば調査というふうなこともあるかなと思います。

それから、3ページ目の図ですね、基本チェックリストの判定から、説明でもありましたように、これで介護サービスが必要だと、住宅改修とかですね、というふうな場合に、認定審査を受けてもらうという道筋もつくったほうがいいんじゃないかと、そのほうがわかりやすいのではないかというご意見でした。ありがとうございます。

ほかにご質問……、B委員、お願いいたします。

B委員： 2点質問させていただきたいのですが、まず、2ページのサービスBなんですけれども、住民主体のところ研修修了者というふうに出ておりますけれども、現時点で、こちらでは研修はどの程度の内容にするのか検討されているのかということをお願いしたいと思います。

また、3ページの今のチェックリストのところなんですけれども、14ページにあるチェックリストなんですけれども、全部に該当したら要支援になると、事業対象者になるのでしょうか。その判定の基準というのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

以上2点です。

会長： B委員のほうから、この2ページ目にあります研修ということにつきましての質問と、それからチェックリストの判定の基準というふうなことの質問がありましたが、次のページ以降の説明にあるようであれば、そこに加えたいと思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局： 1点目につきましては、次の説明事項に入っておりますので、そちらでご説明させていただきますと存じます。

2点目のチェックリストの判定基準ということでございますが、そちらにつきましては、チェックリストの一覧を見ていただいて、14ページをご覧いただきながらご説明させていただければと思うんですが、こちらの対象者の基準としましては、ナンバー1から20までの20項目のうち、まず10項目以上に該当をされた方、次に、6から10までの5項目のうち3項目以上に該当される方、ナンバー11及びナンバー12の2項目両方に該当する方、次に13から15までの3項目のうち2項目以上に該当する方が基本的には事業対象者となります。

会長： ご説明ありがとうございます。

研修につきましては、次の項でご説明いただくということと、それからチェックリストの判定の基準というのはよろしいでしょうか。これは決まっているところだと思いますので。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員： Cです。よろしくお願いいたします。

2ページのサービスBについてなんですけど、給付相当と、あとサービスAまでは本人1割負担ということですが、サービスBについてはまるっきり全額自己負担になるのでしょうか。2割負担だとか3割負担だとか、そういったことに一切ならないのでしょうか。

以上です。

会長： 負担額につきまして、いかがでしょうか。

事務局： 次の説明で。

会 長： 次の項目で、わかりました。では、次の項目での説明があるということですので、これも頭の中に置いておきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず次の4ページから12ページまでの越谷市としての具体的な提案というふうな形になってくると思えますが、そこを聞いてまたご意見をいただくというような形でよろしいでしょうか。

それでは、次に本題ということとなると思えますが、4ページ目から12ページ目までの内容につきまして、事務局のほうからご説明よろしくお願いたします。

事務局： それでは、4ページ以降をご説明させていただきます。

まず、すみません、横になってしまっていますが、サービスA、緩和型と、住民主体のサービスの基本的な考え方でございますけれども、まずサービスを利用した場合の本人負担は、サービスAは先ほどの説明どおり、給付と同様、原則1割負担、サービスBについては、これは各団体の考え方によりますけれども、ボランティア主体ということで、無償の場合もあると思えますし、有償の場合もあるかと思えますが、基本、先ほど申し上げましたボランティア主体ということですので、基本的には低額な料金設定かなと考えております。これについては、基本、利用者本人が負担するというふうなものでございます。ですので、先ほどご質問の中でありましたような、そういう一部負担するという仕組みは、直接のサービスの利用に関しては基本なしというものでございます。ただ、低額の設定という中で、本人の負担ということでご理解いただければと思えます。

続いて、サービスの内容と従事者につきましては、先ほど少しご説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下、人員配置基準につきましては、次のページで詳細をご説明いたしますけれども、これは4ページの中でご覧いただければと思えますが、サービスAでは、訪問型サービスは一定の研修修了者で対応可能ということで、これは今の段階の想定では、内容についてはヘルパー3級に近いような内容を想定しております。また、通所型サービスについても同じような研修修了者で対応可能ということで、看護職員や生活相談員といった職種の配置をしないことも可能でございます。さらに、サービスBにつきましては、そういった有資格者の縛りは特段なく、配置人数についても必要数ということで、利用者の人数に応じた、職員配置という規定を設けていないような状況です。

ここまでは、基本的に国のガイドラインに基づく考え方でございます。

そして、その下、費用単価・補助でございますけれども、国のほうでは、先ほど何名かの方から市町村の実情に応じて定めるというお話の中で、現在の給付相当の報酬単価を基準として設定をするわけですが、越谷市では、まずこの緩和型サービスAにつきましては、先ほど申し上げましたような有資格者の配置は必須としない、配置しなくても大丈夫というふうなことを考慮させていただきます、国の介護報酬

の中で、サービス提供に実際にかかわった職員の人件費、これが報酬全体の割合ということで、訪問介護では全体の70%です。なお、通所介護、すみません、こちら55%としておりますけれども、申し訳ございません、正しくは45%でございます。恐れ入りますが45%に訂正をお願いしたいと思います。その割合は一定程度考慮し、根拠とすることも考えさせていただきます。

続いて、表の右側、サービスBでございますけれども、住民主体のサービスについては、これはボランティア主体ということなので、先ほど申し上げましたような利用料に対する給付、補助という負担というのはなく、サービス提供に直接かかわった人件費、これは補助の対象外ということで国から示されております。なお、そういったことから、団体の管理運営に係る費用、こういった部分について補助していくことを想定しております。ここの例示の中で米印2つ目ですかね、例えば利用の調整ですかね、日程の調整等、そういうコーディネーター的なような役割をした方とか、その他いろいろな経費なんかで必要なものについては補助の対象になるのではないかと考えております。

また、箇条書きの2つ目の3年以上というところにつきましては、これは地域包括ケアシステムということで、平成37年という長期間に向けた仕組みづくりという観点から、短期間しか実施しない団体は基本的には対象外とさせていただいております。

なお、サービスBの金額の設定の考え方でございますけれども、先ほど報酬の中の人件費割合、70%か45%ということでご説明いたしました。このサービスBはその直接の人件費は対象としないということでございますので、残りの部分の差し引いた部分の割合等をまず基本とするということで、訪問型サービスについては特にこの部分を考慮して、30%の分を基本と考えさせていただきました。

また、通所型サービスBにつきましては、市内で既に同様のそういう通いの場ということで、社会福祉協議会がふれあいサロンを実施しております。このふれあいサロンにつきましては、総合事業で言う要支援1、2、あるいは事業対象者、こういった方に限定はしないで、一般的にいろいろな方々の交流を目的とした通いの場ということで実施されているものでございます。このふれあいサロンについても、社会福祉協議会から一定の助成を行っていただいていると伺っています。このふれあいサロンについては、実施状況をちょっと確認させていただいたところ、大体各団体が実施している、開設している頻度が月に1回ということでございました。本市では、このサービスBの実施頻度を週1回と考えておまして、その設置回数の頻度の差を考慮して補助単価を検討してまいりました。この金額については後ほどご説明させていただきます。

続いて、5ページになりますけれども、もう少し人員配置についてご説明させていただきます。

表の上の部分が訪問型サービス、下が通所型サービスでございます。

まず、訪問型では、表の左側、相当サービスでは、管理者、訪問介護員等、そしてサービス提供責任者として配置人数、あるいは条件が規定されていますけれども、これに対して緩和した基準のサービスでは、まず管理者につきましては、常勤という規定はなくなりまして、またいわゆるヘルパーと呼ばれている部分につきましても、従事者ということで、これは必要数とありますけれども、人数の規定はありません。

また、この資料にはちょっと載せてはいないんですが、この左側の相当サービスでは、訪問介護員等というところでは介護福祉士など一定の資格が必要ですが、サービスAにつきましては、資格はそこまでは求めず、先ほどご説明した一定の研修ということで、ヘルパー3級に近い者を想定しております。

表の一番右側、住民主体によるサービスBについては、同じように従事者のみの規定とさせていただきます。

次に、下側、通所型サービスでございますけれども、相当サービス、一番左側では、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員など必要な職種の規定があります。

次に、その右側、緩和したサービスのA型では、今申し上げましたような職種は配置不要ということがあります。なお、介護職員、また従事者につきましては、人数の規定は、基本15人までと15人以上ということではある程度同様の形とさせていただきますけれども、先ほどの訪問型サービスと同様で、サービスAについては一定の研修を修了した方が従事していただくということを考えております。

なお、すみません、説明がおくれましたが、この表の中で常勤や常勤換算、専従といったような用語がありますが、参考までに一番下に用語の意味を載せさせていただきます。

続いて、次の6ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらでは、前回のこの運営協議会でも、協議体を実施していきますというご説明をさせていただきましたが、その協議体、既に4回実施しております。その協議体の中で検討いただいた多様なサービスの案ということで載せさせていただきます。

この表の中で、たびたびご説明しております従事者、サービス内容につきましては重複しておりますので、単価を中心にご説明いたします。

まず、現行相当のサービスでは、要支援1、2の単価、これは一番左の表でございますけれども、これについては1回当たりの金額ではなくて、月ごとの包括払いとなっております。週1回程度では1万2,170円、週2回では2万4,330円ということで、また一番下、週2回以上については、これは要支援2の方に限って利用できるということで、3万8,600円ということです。

これに対しまして、サービスA型につきましては、協議体の中でお示しし、基本45分以上で1回当たり2,000円とさせていただきます。括弧書きでありますように、現行相当と比較して約7割程度でございます。その右側、住民主体のサービスBにつきましては、恐れ入りますが、右側、7ページの表のとおりでございます、実施団体

の提供エリアに応じまして団体補助とすることで、単一の自治会のエリア程度では年間3万円程度を上限、複数の自治会エリアでは年間12万円、そしてある一定の規模の複数の日常生活圏域であれば、年間24万円を上限とさせていただきました。

このサービスAの金額の設定に当たりましては、先ほど4ページでもご説明しました介護報酬の件費の割合が7割であるということ、それから7ページにも記載させていただきましたけれども、給付と同等なサービスの基準から少しレベルを落とした配置した場合の請求の基本ということが8割だったり7割ということになっておりますので、そういった部分をまず考慮させていただいたことと、あと、近隣の市においても同様の金額で設定しているということもありますので、こちらも参考にさせていただきました。

なお、参考までに、要支援1、2より状態が重たい要介護1から5における訪問介護で生活支援を提供した場合等については、同じ45分以上でございますと、越谷市は2,344円となっております。

続いて、8ページをご覧くださいと存じます。

こちらについては通所型サービスでございます。まず、現行相当については、表の下から2つ目です。単価ということで、週1回が1万6,920円、これは要支援1に限定されております。続いて、週2回、これが要支援2に限定で3万4,690円となっております。先ほどの訪問型サービスと同様で、包括払いで1回当たりの料金とはなっておりません。特にこの通所型のほうについては、要支援2の方については週2回を想定した金額となっておりますので、仮に週1回の利用だったとしても、要支援2の方については、料金は2回分の金額がかかるというふうなものでございます。

続いて、表の真ん中、緩和した基準のサービスAでございますけれども、訪問型と同様で包括払いじゃなく、先ほどのような実態もありますので、1回当たりの金額ということで、一応短時間での提供も可能ということ想定し、1回当たり3,000円とさせていただきました。現行相当と比較しますと、訪問型と同様で約7割でございます。

その右側、住民主体の通所型サービスB、これにつきましては、通いの場というような部分で、設置までの準備経費ということで最大4万円まで、また運営費につきましては年間10万円ということで協議体でご意見をいただいたところでございます。

続いて、9ページになりますけれども、この金額設定の中で、まず国の審議会の中では、要支援1、2の方の通所介護という部分では、提供時間の実態はどうかということについて、全体の約7割が6から8時間ということで、短時間の利用ではないというふうな実態だということになっています。一方で、この提供時間の基本的な国の考え方としては、家族介護者の負担軽減というようなレスパイトとしての機能は余り想定をしていないと。短時間利用ということ想定されているような記述がありました。実際に、我々市の中だけでいろいろ検討するだけでなく、通所の事業所の方からも少し何か所かお話を伺ったところ、そういった短時間の実際の利用のニーズは

あるというようなご意見もいただきました。そのようなところで、今回、短時間の設定ということでさせていただいております。

この7割にさせていただく根拠というものについては、先ほどのような人件費の割合は、考慮いたしました。45%ということでも低いこともありますので、プラス、実際に訪問と比べると、会場の確保といった経費も当然必要となってきますので、そういった部分も考慮することと、あとは先ほどの基準どおりの配置より少しレベルを落とした場合の配置については、請求について同様に7割、8割というふうな、7割というのがありますのでその部分、さらには近隣の市の設定ということも考慮して、今回、この金額ということでお示しをさせていただいております。

この9ページのイメージ図でございますけれども、この緩和型サービスを実施した場合、短時間にできるような想定をしておりますので、1日に2回や3回提供が可能ということで載せさせていただいております。例として、定員10人のデイサービスが行った場合、左側の給付相当ですと、10人に対して6時間から8時間、1日1回しか提供しないこととなりますけれども、緩和型であれば、午前中に10人、それでその方が帰られるので、午後もまた新たに10人、その午後の中でも2時間以内で区切ることでさらに2回分提供できるというふうな、事業回数もふやすことも可能ではないかと考えられますので、効率的な事業運営といったインセンティブの効果も期待できるのではないかと想定しております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

こういった内容を協議体で検討というか、ご意見をいただきました。実施状況については、②番のとおり既に4回行っております。その中での意見がこの表のとおりでございます。ちょっと量も多いので、かいつまんで何点かご説明いたします。

サービスAでは、45分以上の上限の考え方はどういったものかということで、実際、60分、70分程度が上限ではないかということでご説明いたしました。

また、サービスBのほうでは、箇条書き1番目のほうの無償では頼みづらいといったご意見、それから少し下のほうへいきまして、箇条書き7番目ぐらいですかね、週1回の頻度だと実施することがなかなか難しいというようなご意見、そして、また介護予防の観点で体操という条件がどのレベルまで求められるかというご意見がありました。また、2つ下の箇条書きですかね、体操のビデオがあれば、継続した活動が可能だと。この中の一番下、単一自治会では実施が難しい、実施主体の負担が大きいので、複数自治会でやっている事例もありますよというご意見がありました。

続いて、お隣の11ページでございますけれども、団体支援・助成ということで、自治会館の活用、ボランティア活用中の保険の対応についてのご意見、また飛びまして、一番最後、その他の中では、地域の支え合いの仕組みづくりの必要性を感じているという前向きなご意見がある一方で、箇条書きの下から2つ目と3つ目が大体似たような内容ですけれども、そういった地域の支え合いの必要性は認識しているけれども、

60代など比較的若い世代につきましては、リタイヤしないで仕事を継続している方、趣味活動が盛んで地域の支え合いの担い手としてはまだまだ難しいといった実態もあるというご意見もいただきました。

すみません、長いんですが、最後は12ページをお開きいただきたいと思います。

今後、この越谷市が総合事業、多様なサービスを取り入れていった場合のサービスの体系でございます。

図の見方でございますけれども、左側に高齢者の状態像をあらわしております。これらの方々が利用するサービス、これが右側でございます。まず、上から、要介護1から5については、引き続き介護給付としてヘルパーやデイサービスの利用となります。続いて、要支援1、2につきましては、既に実施しております現行相当サービスがあります。それで、今後、その下の多様なサービスをいろいろ取り入れていきたいと考えておりますけれども、この現行相当サービスは基本的にはそのまま残るものでありまして、その下の多様なサービスを開始しても、大半の方がまだこの現行相当サービスを利用するのではないかと考えられます。そうした中で、身体介護が不要であったり、あるいは日常生活の中でちょっとした困り事、簡単な体操等の支援ということであれば、専門職が必ずしもかかわる必要性がない場合もあるかもしれませんので、そういった場合がサービスAやBを選択していただくことも想定ということでございます。

越谷市は、再三の説明ですが、現在の現行相当サービス、この事業所を全てそのままサービスAに強制的に移行していくということは想定しておりません。1ページの冒頭でもご説明いたしましたが、高齢者のニーズに対応するためには新たな担い手が必要ですので、新たな選択肢を設ける必要があるというところで、そのサービスAやBというのは、この仕組みをご理解いただいて、多様なサービスをぜひ実施したいという方、団体、事業者を募集して新たにそういった担い手になっていただきたいと思いますと考えています。特にこのサービスBにつきましては、地域住民同士の支え合いのいわゆる互助と呼ばれる部分を理解していただくことが重要ですので、開始当初からこのサービスBの担い手をあまり理解されていない方をお願いするような手法で数多く設けるとすることも当然想定はしていません。これについては、地道にこの平成37年に向けて少しずつ皆様にご理解いただいて、そういった提供体制をふやしていくというような考え方でございます。

そして、この生活援助というところだけを捉えて強制的にサービスAに移行するということではございません。仮に生活援助のみの事業だとしても、その高齢者が置かれている状況が病気、疾患をおもちかといったような、置かれている状況によっては、やはり専門職がかかわることも必要だということも考えられますので、そういったことも踏まえて、現行相当がそれなりに需要があるのではないかと考えております。

申し訳ございません、大変説明が長くなりましたが、説明は以上でございます。

会 長： 事務局、ご説明ありがとうございました。

緩和した基準のサービスA、それから住民主体によるサービスBというふうな、このすみ分けについては事務局からの説明があったとおりにかなと思います。ただ、ここで初めてそれぞれの費用単価だとか、それから補助単価だとかというようなことが示されたということですね。この設定に当たって、現行の介護報酬の人員費相当分の専門職を置かなかつた場合というようなことであつたり、それから近隣の市の単価、それから先ほど来出ています協議体のご意見も参考にして、それで設定したという説明だつたかなと思います。

それから、サービスの利用につきまして、サービス利用回数も、今までは月包括というふうな支払いだつたものに対して、回数によってランクが違ふという設定も、ある意味変わったというふうに思います。配慮がなされているんじゃないかなとは思いましたが、それから通所型サービスということにつきまして、短時間設定というふうなこと、今までは6時間がつつと、9ページのところにありますように、現行ですと6時間から8時間ずつとというところだつたものを、サービスAの中では時間を短時間に区切つてという説明もあつて、運営の効率化というふうなことだつたのかなと思います。

これまでのこの協議会でのご意見も、少しずつ参考にしてつくつていただいた提案ではないかなとも思いますが、最後に、今後もこの予防給付相当分はこれからはずつと継続していくんだと、なくすことはないんだという説明が再三あつたんじゃないかなと。今までのサービスはなくさずに、さらにサービスAとかBとかを付加していくという認識を持つていただければというふうな説明で、何回も何回も言っているんじゃないかなと思つました。

このような説明を踏まえまして、この受け皿をどう整備していくかということについて、これから委員の皆様のご意見を伺つていきたいなと思います。大変説明が長かつたので、難しい、理解するのに時間がかかるかと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

先ほど来ご質問のありましたことにつきましての回答、よろしかつたでしょうか。C委員、B委員、大丈夫でしょうか。

それでは、お願いいたします。

D委員、お願いします。

D委員： Dです。

私のほうで確認したいのが、8ページの通所型デイサービスの単価、運営費、年額10万円というところなんです、これが適切かどうかというところにちょっと話をしたいと思つます。

まず、先ほどの11ページのところで、ボランティア最中に事故が起つた場合の保険がどうのこうのという意見もあつたように、例えば事故が起つてしまつた場合、

この利用者に対して損害賠償請求というのをされる可能性があります。これに対応するために保険等に多分入るのではないかとはいえるんですけども、じゃこの保険なんですけど、このボランティアというところなんですけれども、費用を取ると取らないで保険会社の保険料って大分違うんですね。それで、これに費用が発生すると、恐らく10万円じゃ足らなくなります。逆に、無償の場合には10万円できりぎりかなとは、多分そんな感じのレベルだと思うんですね。そうすると、このサービスBというのは、広くみんなに利用してもらおうというふうなものが目的だったにもかかわらず、それができなくなってしまうという可能性があるのではないかと。ですので、10万円という固定をせずに、市のほうで運営等を管理して、例えば保険とかそういった必要なものであれば、10万円を超えても負担するというような、そういったことも必要ではないかというふうに思います。

あとは、この4ページのところに、団体の管理運営にこの費用を使うということなんですけれども、こういった保険とかに関しては、ぜひここは絶対につけたほうがいいと思いますので、市のほうで団体がちゃんとそういったものをつけているかどうか、補償はちゃんとできるのかどうかというところまで、ここは一部管理をするということも必要なのではないかというふうに思います。意見です。

会 長： ご意見ありがとうございました。

保険の加入というふうな部分につきまして、お考え、よろしいでしょうか。

事務局： この協議体の中でも、やはり活動中の事故については不安があるという話がありましたので、保険の加入は基本、会議の中では自己責任という話もありましたけれども、加入できることはある程度想定した仕組みにしていかなくちゃいけないかなというふうには一応考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございました。

今回、保険の話も出ましたので、この協議体の意見の1つというふうなことで提示していくということによろしいでしょうか。

ほかにご意見いかがでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員： Bと申します。よろしく申し上げます。

私のほうでは、サービスBに関して4点の質問がございます。

まず、開催場所なんですけれども、先ほど自治会館ということが出ましたけれども、市ではどのような場所を開催場所として考えていらっしゃるのかということ。

また、2点目ですけれども、市の施設を優先的に使用できるようにしてもらえるのでしょうか。これは11ページの協議体の意見でも出ておりましたけれども、優先的、無料で使用できるようにお願いしたいというのが書いてあるんですけども、こういうことは可能でしょうか。それは、公民館等ですと、自治会館もそうですけれども、

予約が多くて定期的に利用するのは難しいことも多いと思います。例えば週に1回、同じ場所、同じ時間でやりたいと思っても、そのときにとれないということはとても大きな問題になると思います。

3点目ですけれども、利用者の利用料は、B型サービス提供者が決めるでも大丈夫だと思っんですけれども、先ほどのご説明ではそうなんですけれども、低額ということでしたので、ある程度、最低ほどの程度と考えていらっしゃるのかということ伺いたしたいと思います。

それから、4点目ですけれども、先ほどB型の補助で10万円ということが出ました。これは市の社協がやっているふれあいサロンの実績等をもとにしてということで先ほど説明がございましたけれども、もう少し具体的に、ふれあいサロンでやっていらっしゃる事業内容、それと1回の補助金額をもう少し詳細に教えていただきたいと思っます。

以上です。

会 長： B委員、ご質問ありがとうございます。

ごめんなさい、3つ、4つありましたっけ。1つは、開催場所につきましてですね。それから、もう一つは利用料というふうなことで、最低の部分も考えているのかどうかということ、それからふれあいサロンの内容というふうなこと、これと額とですね。

B委員： あと、市の施設を優先的に……

会 長： あ、市の施設を、ああ、開催場所に関してですね。これらの点につきまして……

B委員： 最初、開催場所はどこを想定しているかという……

会 長： そういうことですね。開催場所につきまして想定の場合と、それから市の施設というふうなところは優先していただけるのかどうかというふうなところが1つですね。これもよろしいでしょうか。

事務局： お答えいたします。

1点目と2点目は関連があるものかと思っんですけれども、説明では基本的には自治会館を想定しております。それで、これは小地域での展開という部分においては、やはり拠点は自治会館の活用が有効ではないかと。いろいろな細かい点を含めて、自治会との連携、自治会館の活用ということはかなり出ていますので、念頭に置いているのはそこですが、一方で、おっしゃるような優先的に使えるかという部分がありまして、前回会議では自治会の介入も含めていろいろご意見はありましたけれども、我々の考え方的には自治会館を基本と思っっていますので、自治会側にこういった仕組みにまずご理解いただいてご協力いただきたいと働きかけはさせていただきたいと思っていまして、既に何度かそういった会議の場にお邪魔して説明はしています。これについては今後も継続して行っていききたいと思っています。具体的にそれを優先的になりましたというまではまだ報告できるものはありませんが、働きかけは継続してやっていききたいと思っております。

それから、このBの提供主体が有償か無償かという話の中で、1つ参考というか、例えば既に「ふらっと」がもうという高齢者まちづくりの中で、同じような支え合いの仕組みみたいな有償ボランティアサービスをやっています。ここについては、およそ大体500円ぐらいですので、目安はそれぐらい、よくワンコインサービスと言われてしますので、そのぐらいなのかなということで、協議体でもそういったご意見があって、それぐらいなのかなという程度のお話はさせていただきました。

それから、4点目のふれあいサロンですけれども、ちょっと実施主体が社会福祉協議会ですので、私どもで細かい助成の基準を今把握できていないところもあるんですが、今回この金額設定のときに把握させていただいたのが、確かに立ち上げで大体3万ぐらいかな、あと諸条件が、運営の日々の部分は利用者の数に応じての話なので、ちょっとすみません、その説明はうまくできないんですけれども、最終的に100カ所近くかな、そのふれあいサロンがある中で、1カ所当たりの平均が2万5,000円いかないぐらい、2万円か2万5,000円の間ぐらいと伺いました。それが月1回ということですので、越谷市としましては、今のその要支援1、2の方が場合によってはこっちに流れていただくということにおいては、週1回の利用がある程度基本ではないかと考えると、単純に4倍以上のものが必要ではないかというところで、10万円ということまで今回考えさせていただいたところでございます。

以上です。

会 長： 今のご質問に対してのご回答というふうなところで、よろしいでしょうか。

B委員： ふれあいサロンの事業内容をきちんと把握をしていないんですけれども、お茶飲みしたり、軽い体操をしたりということは聞いているんですけれども、サービスBはそれでよしと考えられたのでしょうか。

事務局： 金額の根拠としては、同じ通う場なので、ふれあいサロンは多少参考にさせていただきましたが、ふれあいサロンについては交流自体を目的としておりますので、そこと同等かといったら、そうとは想定はしていません。あくまで介護保険事業の中でやってもらうということですから、もう少し介護予防だったりとかそういった視点は必要ではないかという部分と、ふれあいサロンについては参加する方をそんなに限定はしていないわけなんですね。今回の総合事業については、要支援1、2の方だったり、あるいはチェックリストで項目にひっかかった方という方が行くということですので、そういった方に対する提供という部分では、当然内容が少し変わるんじゃないかなと考えております。

会 長： ありがとうございます。

よろしいでしょうか、皆様方。

A委員、お願いいたします。

A委員： 何点か質問して、その後、質問の回答内容を聞いてから意見というか提言を行いたいと思います。

1つは、先ほど説明ありました、12ページを見ていただきたいのですが、高齢者の状態像や意向に応じた各サービスの利用の想像図というのですか、こういう図を出されて、現行相当サービスはこのままいくと、大半はこれを使うでしょうという話だったのですが、今回、介護報酬を設定していくわけですから、どのぐらいの利用者が分かれていくのかというシミュレーションなり、想定されるのか、ぜひ、教えていただきたいと思いません。大半と言われても、何をもって大半なのかよくわかりませんので。

それから、1ページの3のところとか、2ページの5のところボランティアというのが入っています。ところが、越谷市の関係で言うと6ページでは、訪問型サービスBというところ、それから通所型サービスBというところにボランティアという言葉が入っていて、訪問型サービスA、いわゆるサービスAのところについては、ボランティアがはいっていません。等というところにボランティアが入っているのですか、それとも、想定していないということによろしいのですか。国は想定しているけれど、越谷市は想定しないという理解でよろしいかどうかということ。私はそうしてほしいと思うのですが。

それから、サービスAを現行相当の7割を設定しております。7割のときに、人件費のことをちょっと言われたのですが、後ほど、提言で出そうと思ったのですが、人件費割合の問題については、資料を今回出せなかったのですが、東京都からは人件費が7割というのは余りにも低過ぎるとの報告と提言が出ています。この数字を使うのはどうかと思うのですが、それはさておき、この数字を使って、サービスAの報酬単価を現行相当の7割と設定したようですが、私が提供した毎日新聞が調査した157自治体の現状だとか、それから経営上のシミュレーションはどうなっているのでしょうか。サービスAを行う新しい事業者が入ってくると言っていますが、新しい事業者が入るときには、ある程度のシミュレーションがないと、おっかなくて事業展開できないのではと思います。経営者として当たり前ではないかと思うので。そういうものを市としてどの程度まで考えているのでしょうか。

それから、事業者の意見を聞きましたということですが、提供する側の意見をどこまで聞いているのでしょうか。保険があつて介護なしということでは、困ります。指定事業者のヒアリングはきちんと行われたのでしょうか。

提供体制の見直しというのですが、今後の提供・供給体制の見直しはどうなっているのでしょうか、その点を聞きたいと思いません。7割にすることでも大丈夫だという考え方で7割と出したのですから。

それから、特にサービスBの訪問型のことについて聞きたいと思いません。3つ形態を出しています。それぞれの見直しはどうなっているのでしょうか。例えば、運営費の上限が3万円だとか、12万、24万となっていますが、これで展開していくというところがどのくらいあるのか、ある程度の見通しがないと金額は設定できないのではと思います。そのところを教えていただきたいと思いません。

それから、1ページ、6ページ、8ページにNPOとポツンと出てきます。どうも、NPOとボランティア団体というのを混同しているのではないかと思います。NPOというは法的にも全く違うわけで、行政の下請になっているのではないかとの批判もあります。NPOについても、雇用関係があると最低賃金や労働関係法が適用されますので、訪問型のサービスBのところに入っているのを見たとき、私はびっくりしました。ちょっと違うのではないかと思いますので、その点も質問をさせていただいて、回答いかんで提言をさせていただきます。

以上です。

会長： ありがとうございます。

私のメモが追いついていないかもしれませんが、現行相当サービスの利用者数の想定というふうなことです。全てのA委員の意見としては、見通しというふうな部分が共通だったんじゃないかなと思います。あと、細々としたところで言いますと、サービスAの、国のほうではボランティアも含まれているんだけど、越谷市は含まないのか、書いていないけれどもというところ、それから人件費割合が現行7割という根拠ですね、これで大丈夫なのかと、新聞でもあるようにというところ、それからもう1つ大きなところは、提供者側、事業者側の意見を聞いてみたのかどうかというところ、それからNPOということの捉え方というふうな部分も含まれたのかなと思います。ちょっと漏れがあるかと思いますが、事務局からのご回答、よろしいでしょうか。

事務局： すみません、多岐にわたったんですが、まず量についてですが、ちょっと今すみません、具体的な数字がちょっとここにもないのもあるんですが、今利用している、継続して使われている方が、この総合事業を始めたときに、新しいサービスができたのでそちらに移行してくださいというのは、なかなかやはりこれまでの事業所との関係性があるので、それは難しいのではないかと考えていますので、もちろんそう言うて行く方もいますけれども、特にそこで利用につながるのは、初めて要介護の認定を受けた方とかチェックリストとして事業対象者となった方、そういった方から移っていくのかなと考えております。それで、今後、これがどのぐらいなのかということについては、当然、私の説明の中で、ぜひこの内容にご理解いただいて、やりたいという方に参画していただきたいと思いますが、事業者さんが当然その方を、専用のスタッフを集めますので、その内容でやるに対策をとれている利用者が行かないということでは赤字になってしまいますから、その辺の量はこれから十分精査をしていきたいと考えております。

それから、ボランティアのお話がありました。これは6ページとかのあれですかね、担い手というところがございますが、これについては主という言葉がどこまで含まれるかということでもありますけれども、まあメインは当然雇用労働者という中で、ここにボランティアが入ることの是非については、逆にこの場で皆さんからご意見を

いただければと思います。

それから、現行7割のシミュレーション、新聞の関係ですけれども、新聞報道を拝見させていただきましたが、8割設定の部分については、恐らく介護報酬自体が予防給付の通所については2割減ということと、各自治体での設定ということが少しミックスされているものなのかなというところも感じています。そういった中で、実際越谷市についてはそのままの設定ですから、うちは2割減ではない、そのまま今しているわけですので、そういう部分と、あと私どもについては、今回この総合事業を導入するきっかけについては、先ほど申し上げたように、新たなサービスの担い手を創出する中では、例えば定年退職されてご自宅等で、活動できる力はあるけれども、まだ家にいらっしゃる方、そういった方などに社会参加していただくというふうなところの担い手という部分も考えていますので、そういった方への部分の対応というものを含めた今回設定をさせていただいたところでございます。

あとは、NPOのところでございますけれども、国の例示ですとAでもBでもどちらでも入ってくるということで、これはあくまで想定例でございますので、事業者がどちらで来るかということを経営的にうちでAができない、Bだということも精査するものでもないかなと思いますので、Aということであれば、Aの基準を満たせば、それは受け入れるものだと思います。ただ、Aですと、かなり国の基準相当の人員配置、あるいはサービスの基準というのはかなり厳しいものもありますので、そこはよくご理解いただいた上で、Aにできると。Bについては、その守るべき基準というのは、個人情報保護とか清潔保持といった最低限基準が4つか5つぐらいというところでございますので、その部分の違いでどちらを選ばれるかということかと思えます。決して私どもはNPOがAはできないということを言っているわけではありません。これについては、次の内容でご説明する予定だったんですけれども、意見交換会等でもいろいろな実態を聞きたいと思っています。

実際のご意見を伺うことについては、全部の事業所を回ったわけではございませんが、一部の特に通所なんかであれば短時間で行われている事業所を何か所か回らせていただいたり、あるいは1日長い時間提供するところも伺った中では、やっぱり長い時間のところはなかなか難しいのではないかと。短い時間の事業所については、比較的検討できる内容ではないかといったご意見はいただいたところでございます。

以上です。

A委員： いや、訪問は。

事務局： 訪問についても同様に、比較的小規模で行っている、大手さんよりは地元に着した企業にお聞きさせていただいたところでございます。

会長： 回答、おわかりいただけましたでしょうか。

まず、私が聞く範囲でいいますと、サービス利用者の想定という部分については、これから精査していくんだということが最終の回答だったかなと思います。初めて

認定した人が主に利用していくんではないかというふうなところですね。

それから、ボランティアについては、これについてはご意見をいただきたいというふうなことがございました。多分、老人保健施設、または特別養護老人ホーム等でも、職員以外でボランティアさんが入っていたりというふうなこともあるかとは思いますが。

それから、人件費割合の7割、越谷市は2割減ではないと。東京都とは違うというふうなことがあったかなと思いますし、それから支え合いの仕組みというふうなことで、仕事をご退職された方が社会参加ができるような、担い手ということも考えているというふうなこともあるんだということ、それから事業者側の意見ということについては、全く聞かなかったわけではなくて、全てではないけれども、一部の事業所を回ってご意見もいただいたということがあったかというふうに思います。

それから、NPOの捉え方ということについても、想定の例であってというふうな説明だったかなと思います。

通所型もそうですけれども、訪問もそうですけれども、今までの指定事業所で行っていて、さらにその指定事業所で追加して行うというふうなことがこの説明の中では出ているのかなと思いますし、それからまた新規に加入してくると、NPOも含めてですね、それはAでもBでもどちらを選ぶかというふうなことは選択していただかなきゃいけないというふうな説明だったかなと思います。

ごめんなさい、私の話が長くなってしまいましたが、A委員、お願いいたします。

A委員： それを受けて、提言します。

今の質問に対する回答を聞いて、提言をしたいと思います。提言というより私の意見です。

特に訪問型サービスAの単価については、現行相当の約7割から約9割に引き上げて、来年4月以降の実績や想定している実施団体の育成状況を見ながら、改めて単価の設定をするという、そういうことをしてみたらどうだろうかと思っております。先ほどの話だと、これから事業所探しのようでして、あと何ヶ月ありますかという、6ヶ月しかないわけです。その中で、今言われたことが本当にできるのだろうかと考えると、ちょっと難しいのではないかと思っております。

それで、その際に、例えば訪問型Aにおける従事者に関して、研修を受けた専門職と訪問介護員というのは併存するような形になるわけですから、そこについては複数単価制というものも検討される余地があるのではないかと思っております。

このようなことを、なぜ、言うかといいますと、4ページの基本的考え方において、介護報酬における人件費相当額の割合を取り上げていますが、そのことについて、東京とは違うといいますが、それは認識がずれていると思います。東京都の福祉健康局がまとめた介護報酬改定等に関する緊急提言というものを、市のほうもよく読んでいただきたいと思います。時間がないので、詳しくは述べられません。

それから、毎日新聞の調査というのは、やっぱり我々にとっては相当大きい衝撃に

なりました。今10割だったものを7割で設定してやってくださいと言ったら、事業所、特に今の指定事業所は専門的にやっているわけですから、なかなか、手を挙げないと思います。それで、手を挙げなかった、新しいところを待つ、その間に介護難民が出てしまうのではないかと心配です。

私の調べだと、先行実施している大分県佐伯市がこのサービスAを9割で行っています。これが順調ということでした。ぜひ、参考にさせていただきたいと思っています。

それから、市が想定している実施団体に、シルバー人材センターを入れています。シルバー人材センターの実態が一番大事なところなので、私は、事務局に行って聞いてきました。実態を聞いて、来年4月からの受け皿としては非常に無理があるのではないかと思いました。似た事業で家事サービス事業というのを行っていますが、そのうちの4項目が今回のサービスに似ているのですが、平成27年度の実績は、件数で言うと1,271件で、契約金額は870万円なのです。全部合わせて。従事している人は、出入りはいろいろありますけれども、家事サービス従事者は85人ぐらいです。それで、今の業務がやっとならざる体制とのこと。そこにサービスAをお願いするということになったら、それ以上の従事者を探さなくてはならないわけです。事務局の話によると、現在の会員が1,500人ですが、会員の高齢化率がひどく、平均72.7歳とのこと。しかも、従事者の月平均の収入はたったの6,500円だそうです。これではちょっと難しいのではないかと思います。これらから、先ほど提案した9割にしなご様子を見ていくというのがいいのではと思います。

あと、指定事業者がこれでは経営は成り立たないと先ほど言ったとおりですが、もし、それに手を挙げるとそこにいる従業員の雇用不安や労働条件悪化を招いて、ますます離職に拍車がかかると思っています。ある事業所の方から私も聞きました。何と言っていたかいうと「それ以前の話なんだよ」「今でもヘルパーが不足して深刻な状態だ」と。さらに、市が想定している従事者に近い存在として、いわゆる直行直帰型の登録ヘルパーがいると思うのですが、この人たちが「全く集まらない状態で困っています」と言っていました。

このようなことから、とりあえず9割にして、段階的に様子を見ながら何割にするか決めるというのを考えていったらいいのではないかと提案をさせていただきました。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ただいまA委員からのご提案もありました。それから、先ほど越谷市の事務局のほうからも、サービスAに関するボランティアということにもご意見をいただきたいということもございましたので、ここでちょっと委員の皆様から、これらにつきまして、A委員のご提案も含めて、ご意見がもしもあればと思いますが、いかがでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： トイレ休憩。

会 長： じゃ、ちょっとの間、トイレ休憩にしますか。1時間半たちますし。それでは、ちょっとの間トイレ休憩にしたいと思いますので。

この間、今のいただいたご意見等について皆様方のご意見をいただければと思いますので、考えていただければと思います。ちょっと休憩にしたいと思います。事務局よろしいでしょうか。ちょっと休憩して。

[休憩]

会 長： 会議のほうを再開させていただこうかと思います。

今の休憩の時間の中でも、それぞれのご意見まとめられましたでしょうか。

C委員、お願いいたします。質問。

C委員： Cです。お願いします。

提供主体の担い手について疑問があるんですけども、先ほどお話が出ていたシルバー人材センターとか、ボランティア団体、自治会、老人クラブなど書いてあるんですけども、これは比較的高齢の方が高齢者をお互いに支え合うというボランティアをするという認識でよろしいのでしょうか。社会参加したい60代とか、定年退職をした60代の方が中心に担うというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それと、あとは、もし20代とか30代とか40代とかいろいろな世代があると思うんですけども、そういった世代を全く考えていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

以上です。

会 長： では、よろしいでしょうかね。

事務局： 基本的には、おっしゃるように、サービスを利用するだけではなく、高齢者が支え手側に回るという、行く行くは自分の介護予防にもつながるということも踏まえて、ある程度のターゲットは高齢者が、まさにその労働人口、生産年齢は減っていて、いないですから、新たなその世代のターゲットに絞っても難しいんじゃないかというところでは、基本は高齢者がまさに活用が可能ではないかというところが基本です。かといって、入ることを全然考えていないというわけじゃないですが、より規模として参入しやすいそのところをターゲットにすべきではないかというのは基本的な想定としてあります。

会 長： まあ多分、何かいろいろな白書なんかを、高齢社会白書とかを見ても、今、生産年齢人口で合わせると、今、高齢者を支える人口がたしか2人で1人ぐらいになっちゃっているかと思いますので、若い人たちが少ないというのが現状で、これは言い方悪いですけども、それで高齢者が高齢者を支えるというような方向が出されているのかなという気はしますけれどもね。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、先ほど出ましたA委員のご意見、それからサービスAに対するボランテ

ィアというふうなことに対するご意見、いかがでしょうか。

お願いいたします。

F 委員： Fですけれども、1つに、A委員ね、あなたの熱意は非常に感ずるものはあるんですけれども、どうもね、ちょっとNPOとかボランティア、私もボランティアをやっていて、サロンと同様のことをやっているだけけれども、決してそれほどね、事業所に食い込むような事業ではないわけですよ。でも、あなただと、これがあるから俺らの給料が下がると、あるいは雇用が守れない、そういうふうな聞こえ方がするんですよ。それは、あなたはもう特別そういうふうな活動をされてきたからかもしれないんですけれども、NPOもボランティアもしっかりやっているんですよ。そこを貴重に扱ってくださいよね。それは、あなたはわかっているかもしれないけれども、あなたの言葉を借りると、おまえらとは俺たちは違うんだというようなニュアンスの言葉が聞こえます。ですからね、NPOの人も立派に資格を持ってやっているし、私もそれなりの資格は持っています。それでやっておりますので、誤解のないようにね。あなたが私を誤解しているわけじゃないんですけれども、あなたの口調はそういうことを言っているんですよ。よく注意をなさってください。

A 委員： じゃいいですかね、そこら辺は。ちょっと誤解されているようですから。全然違いますよ。

F 委員： じゃ、違うってわかっているれば、あなたの言葉からそういうふうには聞こえるんですよ。

会 長： ちょっとすみません、今、A委員の発言に対してのご意見というふうなところでちょっと捉えていただきまして、責めるような部分も若干あったと思いますが、そうじゃなくてということで、ボランティアのほかの団体とかもこういう形でやっているんだというふうな……

F 委員： そういうふうには言っているの。ここを守らなかったね、この会議、もうそのものは成り立たないんだから。ここを育てていこうって言っているんだからね。

会 長： そういうふうなご意見だったというところでご理解いただければと思いますが。

E 委員。

E 委員： Eです。

きょうの中心課題は、やっぱり介護予防の日常生活支援の総合事業をどうするかということだと思うんですが、いろいろご意見を伺ったり、それから資料を読ませていただいたりすると、市の当局、執行部としては、自治会に依存し過ぎているのではないかなという感じがするんですね。今の自治会の実態とすれば、自治会加入率は年々減っている、加入しない人がどんどん増えているわけですよ。それで、自治会のないところも地域的にあるというところで、じゃ自治会に依存してこれで受け皿がちゃんと確保できるのかというふうには言ったときには、非常に心もとないなという感じがするんですね。

そういうことと、それから団塊世代に期待をしているようですが、この団塊世代も期待はできないというふうに私は思うんです。どういうことかという、今の団塊の世代の皆さんは、かなりボランティアだとか社会貢献だとかということよりも、自分たちの趣味に走っているというか、そこはかなりウエートを置いている。私自身もそうなんですけれども、実は趣味のほうに走っておりまして、そこに生きがいを見出しているんですね、仕事を辞めてから。そういう方は、今、圧倒的に多くなっているのではないかな。そういう中で笛を吹いて、こっちに来いというふうに言っても、いや、お金は出しませんよと、ただに近いような本当にわずかな何百円しか出ませんよというところに皆さんが来るのかどうか、魅力を感じるのかどうか、そういうことを考えると、非常に難しいなと。シルバー人材センターについても、登録はしているけれども、仕事がないと。全然回ってこないよという声も非常に多いわけですね。そういう意欲のある人たちもなかなか遠ざけてしまっている。それから、あと老人クラブのことも出ましたけれども、今、老人クラブ、いろいろとやっていただいています、自分たちの趣味もやりますけれども、今、大きく期待されているのは小学校のいわゆる通学のときの見守り、この活動を非常に積極的にやっていただいていることが言えると思います。そういうふう考えたときには、なかなか受け皿を、こういうもの、こういうものというふうに挙げてみたところで、実態としてはなかなか難しいのが現状じゃないかなと思うんですね。

そういうときに、じゃどこに求めていくのかということをもう少しぎっくばらんに話し合ったほうがいいのか。形上は自治会とかいろいろあります。でも、自治会に入っていない人の面倒まで俺たちが見るのと。自治会ね、まあ6割ぐらいしか加入率がなければ、そこで自治会館、一生懸命つくって運営してやっているけれども、そこに貸して、それで来るのが、自治会に入っていない人たちが利用に来る。それじゃちょっとおかしいんじゃないのって、こんな理論にもなっていきかねないという現実もあると思うんですよ。

だから、そういう点で、自治会に依存し過ぎているような感じがするし、現実にはまあ趣味に走ってしまっているというふうな団塊の世代のこととか、いろいろありますけれども、自治会といったときに、今までは老人会とか婦人会とかいろいろあるんですけれども、みんなが重なっちゃっているんですね。重なっているものを、まとめて自治会でということなんですけれども、そういう点ではちょっと期待し過ぎて、依存し過ぎているんじゃないかな。もっと実態を見た上で受け皿を考えたほうがいいのか、そのように考えるんです。

そこで質問なんです、次の13ページにもかかわることなんです、これからの日程から言うと、私はもう来年の4月からスタートするのかなと思っていたら、これは現実に来年スタートじゃなくて、来年の10月から多様なサービスを開始するというふうなことなんです。そうすると、実際、本当にできるのだろうか。来年の4月って

私はてっきり思っていたんですけれども、そうじゃないということになってくると、いや、ちょっと待てよということと、それから、じゃ周りの近隣の草加、三郷、八潮、まあいわゆる4市1町の取り組み状況はどうなっているのか。ほかの自治体はどうやってやるのかな、悩んでいるんじゃないかなと思うんですね。現実どこがスタートできているのか、しようとしているのか、そういう近隣の実態についてもわかる範囲で教えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

会 長： すみません、最後にありました、質問の中でもありました今後の予定というところは、次のところでということよろしいでしょうか。

それで、今まで公募の方々からの意見が非常に多い中ですが、その中でボランティアとか老人クラブとかいうようなことが出ておりました。急に振って申し訳ないんですが、ボランティアのほうの代表でありますG委員、それから老人クラブ代表でありますH委員のほうからご意見、いかがでしょうか。

G委員： ボランティア連絡会から来ておりますGと申します。

ボランティア連絡会の現状は、本当に高齢化しておりまして、現在のところ、こういう制度がスタートしても、新しくグループをつくって参加しようという気配はございません。

ボランティアをすることによって自分たちが介護予防になっているという認識がすごく強いと思うんですね。市で行っております介護支援ポイント制度、それでボランティア登録している、連絡会ではございませんが、社協で登録している方が結構、180人ぐらいいると聞いておりますけれども、その方たちは個々に施設に行き、施設と約束事を交わして、1週間に何曜日行きますとか何時間しますとかいって、1時間するごとに1つ判こを押していただいて、それで1年間最高5,000円の支払いを受けるんですね。だから、最高いくらやっても1時間100円ぐらいになるのかなという計算になるんですけれども、市のほうでは、もしだったらその介護支援ポイント制度をもっと広げて、個々の支援者ですか、そういうのを集めたほうがいいんじゃないかなと私は思っています。特に連絡会としては、今のところ、そちらのほうをやろうという気配はございません。考えはないと会長にも聞いてきました。

会 長： ありがとうございます。それでは……

H委員： 老人会代表のHでございます。

私たちは、この地域支援事業というものを全国の老人クラブのほうからの強制というか、広めるように進められております。そして、私どもの越谷市老連では、平成23年度から友愛活動というものを最初の23、24年度の2年間、県の指定を受けまして行いまして、その後、続けていきたいと思いますということで、私たち自分自身の健康のために、お互いに声かけ合いをしたり、ご近所見回りというようなことをして、自分自身の健康維持のためにこれからも続けていこうということで、この地域支援事業のため

にも、私ども老連から2人の委員が選出されておりまして、今この事業についての取り組みを行っております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

今、ボランティアのG委員のほうからは、介護支援ポイント制度ということをもう少し積極的に進めて、それで人集めができるようなことがいいんじゃないかというご提案、それから老人クラブのH委員のほうからは、老人クラブとしてはもう全国的にしっかりやっ払いこうということ、それで先ほどボランティアとかも出ておりましたが、自分自身の健康のために、見守りも含めてやっ払いこうと、支え合いという形でやっ払いこうという意識になっているというご意見でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに、そうですね、事業のほうからと事業所側のほう、老健、I委員はいかがでしょうか。

I 委員： 老人保健施設から参りましたIと申します。

私どもは、通所リハも大規模で事業をさせていただいています。この訪問型とか通所型のAとBとかを見てちょっと予習してきたんですが、通所型のサービスBというところを見ると、訪問型Bを見ましても、管理者の欄が空欄なんですね。管理者がいないところでどんな事業ができるんだろうかというのは、すぐに疑問に感じました。いくら住民主体のサービスであっても、最低限の個人情報扱うわけですし、なおかつ要支援1、2の方とか、比較的健康的な方たちに全く不慮の病気がないとも限らないというか、不慮の事故が起きるとも限らないし、あるいはサービスを提供している側の方も、その最中にどんな病気になるかもわからないし、そういう危機管理というのがどういうふうにし役所さんは考えているのかなというのがこれを見て思いました。

つまり、個人情報の管理とか、来ていらっしゃる方の健康管理、あるいは働いている側の健康管理とかを誰に任せてこれを想定しているのかなというのが一番の疑問に感じました。

以上です。

会 長： 管理者、そのサービスを実施する取りまとめというふうなところの管理者を誰にするかというふうなところ、それから危機管理というふうな部分のご意見がございました。

それでは、訪問のJ委員、どうでしょうか。

J 委員： 訪問看護ステーションのJです。

私も難しいところはちょっとよくわからないんですけども、結局は財政が困窮しているというか、そういうことですよ、今後。介護保険だけではなくてもう自立支援だの何だの、ああいうところでも、結局生活保護でも何でも、どんどん増えていっていると聞いていますので、結局何かをしなくてはいけない。そこで、やっぱりあま

りにも自治会に依存しているということは本当によくわかるんですけども、やっぱり高齢者が高齢者を支える、私はそれに頼るしかないんじゃないのかなと、私個人的には思っています。

なので、先ほど言われたボランティアのポイント制とかで、自分のためにもやる、社会のためにもやるというような感じのことを広げていくしかないのかなというふうに思っています。ただ、そのためには、この予算はもう少しかかるのかなというふうに、保険のこととかもありますし、Iさんもおっしゃっていたように、そういう危機管理とかもありますので、本当にただ単に住民主体だけではちょっと難しいところがあるのかなというふうに思っています。

会 長： ありがとうございます。

先ほども出ていましたけれども、仕組みづくりも含めて、住民の意識改革というところも必要ではないかなと。介護保険ができたときにも意識改革ということがありましたけれども、それから、ごめんなさい、もう少し聞いていきたいと思いますが、ちょっと飛ばしてしましましてごめんなさい、商工会議所のほうはいかがでしょう。K委員さん。ごめんなさい、急な振りで。

K委員： Kと申します。

商工会議所ということでいつも私、代表で来ておるんですが、以前、前任者、あるいはその前々任者ということがございまして、まあ正直言うと出席率が悪かったように思います。私に指名を事務局よりいただきまして、私も先ほど来言うように、勉強方々この会議に参加をさせていただいているわけですね。

事業所等も、中には商工会、あるいは今度は商工会議所になりまして、入っておるわけでございます。その中で、やはり先ほど来言うように財政的な問題とか、いろいろところで相談を受けているようでございます。ですから、介護報酬の件につきましては、先ほど来、どなたかが申しましたが、東京都は財政豊かだから何割負担してやると、越谷はどうなんだということを申しておりました。越谷もそれなりに努力をしていると思うんですが、なかなか厳しいというのが実情ではないかと思えますね。

やはり先ほど来言うように、ボランティアであろうと、あるいは事業者であろうと、それを開所した以上は、運営ができなければならないわけですよ。あるいはボランティアはボランティアといっても、昔と違いまして、事故があった場合の補償とか、あるいはその人の本当の意味でもボランティアというのがなかなか理解しただけでない時代になったわけですね。以前は、隣近所挨拶、あるいは個人情報関係なくとも開け広げてやれたと。今はそういう時代じゃないから、今のこういう話がどんどん出てきているんじゃないかと思えます。

私らも、商工会の中でも、私なりに勉強して行ってこいということでございますので、まあ事業者の話、それぞれあります。先ほど来も言うように、財政の問題が大事

的に考えられますね。ですから、正直な話、市も大変でしょうが、1円足りとも1万円でも余計に予算を組んでいただけるように要望したいと、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。財政の部分のお話でしたね。

それから、あとごめんなさい、民生委員のところでも委員からいかがでしょうか。

L委員： 民生委員から来ていますLです。

私どもは、民生委員そのものは、どちらかというとはほとんど見守り活動、ふれあい活動ということで活動しています。今度できるこのサービス関係ですけれども、非常に難しいなという気もしていますけれども、なかなか大変なことだなと思っています。

民生委員も今、ふれあいサロンということ、先ほどありましたように社協さんと一緒にやっていますけれども、月1回がせいぜいなんですよ、民生委員としてやっていますね。それで、やる人ももう高齢者そのものです。民生委員も、若い人は最近あまり入ってこなくて、定年後の後半、今75歳が定年ですけれども、せいぜい若い人でも60、定年過ぎの人。その後、趣味とか仕事が続いて、大体70歳くらいから入ってくるという人が多くて、大体2期くらいで終わる方が非常に多くなっています。そんな感じで、民生委員でもまだこの件は話が出ていませんけれども、これに対して、開所サービスの中で自治会館という先ほど話がありましたけれども、自治会のほうでもまずこの話は出ていませんし、自治会館で週4回ないという感じですがけれども、非常に週4回、それで担い手がもう大体決まってくるかなと思うんですよ。そうすると、担い手さんも自治会の中でという、先ほどありましたように、老人会の人はどうしても先導的になるか、まあ老人会はどちらかというとは暇な人が、趣味嗜好で動いている人が多いのかと思いますけれども、その中でお願いできるかなと、どうなるかなと思いますけれども、その辺で自治会さんにどれほど浸透してこれからいけるかなと。我々自治会のほうから推薦されて民生委員になっていますので。民生委員はどうかといいますと、民生委員としても、開所するサービス場所もこれといって、まあ自治会館か公民館かという形になると思うんですけれども、そういうこともなかなか、それ以上に皆さん仕事が忙しくて、定例会を月1回やっているんですけれども、なかなか出席率も難しいなという状況になっていますけれども、それなりに、あと1年弱ですけれども、市民にはこれからアンケートをとるようすけれども、逆に担い手を探すのは難しいのかなと思っています。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

それから、このサービスをどうつくっていくかということに関しては、ケアマネの仕事の1つではないかなとも思いますので、ケアマネ事業所のM委員、いかがでしょうか。

M委員： ケアマネをしておりますMと申します。よろしく申し上げます。

利用者さんと直接この話をするのは、なかなか本当に説明しにくいような、本当に難しいサービスだなというのが正直あって、なので、今まで入っているサービスから、今度は多様なほうのサービスに移管してくださいというのはかなり大変なことだと思います。

それで、いろいろあるんですけども、その中でちょっと1点お聞きしたかったのが、今非課税の方というのがいまして、それは減額制度というのが今あるんですけども、今回のこの多様なサービス、こちらのほうに行った場合にも、越谷市さんとしてはこの減額のサービスというのは継続してもらえるのかなというのが、実際、サービス量も減りお金も高くなると思ったら、やっぱり利用が難しくなってきた、本当に予防なのかというふうに感じますので、この辺ちょっとお聞きできればと思います。

会 長： ちょっとこの辺については聞きましょうか。どうでしょう。

事務局： 在宅サービスというのは、独自減免のことかと思いますが、サービスAの中で、仮に指定事業さんが行うものについては、給付に準じるサービスですので、これについてはある程度、まあ正式にできるかこれからも検討していきますが、検討できる余地はあるのかなと思います。ただ、サービスBについては、もともと利用に対する給付的な補助はほとんど出していないので、これは基本ないものなのかなと。あくまでAの中でもそういった範疇であれば検討の余地はあるかなというところでございます。以上です。

会 長： M委員、いかがですか。

M委員： 私の担当している人が国民年金の方が多いわけではないかと思うんですが、6万円ちょっとの保険額に結構負担って大きいのかなって。それに、ご家族がなかなか遠方で、ちょっとした買い物もということも多々あると思いますし、病院に行くというものなかなか付き添っていただけないというのが正直ありますので、できたら何らかの支援があると、介護保険じゃない方も安心して在宅で過ごせるんじゃないかなと思います。

会 長： ありがとうございます。ただ、この点については検討の課題というところで、この場ではまとめるということではよろしいでしょうか。

大分時間も押してきましたが、そのほか、ごめんなさい、専門職の方のご意見がまだなんですが、まず社協さんのほうで、N委員いかがでしょうか。社協の事業とも絡むところがあるんじゃないかと思っておりますけれども。

N委員： 1ページにありますとおり、先ほどJ委員のほうからありましたけれども、一番最初に印象として受けるのは、この総合事業の事業背景という部分で、この下の3行、ここでやっぱりすごく違和感があるんですね。実際はこうなんだろうけれども、実際に事業者としてやっている人間からすると、A委員のお話にもありましたとおり、こうだけれども、やっぱりきちんと補償はしてほしい、あとは自治会等で活動している

人からすると、この影響を受けて、逆に今度、自分たちの活動が表に出てきたのかなというふうを感じる部分ってすごくあると思うんですね。

多様なサービスという部分で言いますと、6ページとか、ほかにもありますけれども、もともと介護保険事業が始まる前までは、これが主流で行われていたサービスで、現在うちの社協でもやっていますし、ほかの社協とか、あと生協とか、いろいろな団体で取り組まれている、また自治会等でもふれあいサロンとかそういった活動に類似するような形でやられているものだと思うんですね。ただ、制度が始まったときに、この辺がもうないがしろにされてしまったんですね。ですから、細々やって継続しているところは続いているんですけども、そうじゃないところはやめてしまって、介護保険に全部移行してしまったと。社協なんかでも、県内でもあるんですけども、住民参加型の福祉サービスをやっていたところなんかでも、介護保険制度が始まった当初、もともとの事業を廃止して、制度に移行したというケースがあるんですね。

そういった中では、今回、先ほどの1ページに戻りますけれども、こういった理由でまたもとに戻ってきたのかなという部分がありますので、せっかく今やられているところ、市のほうでは新しく想定するということがありますけれども、既存でやっているところもあると思いますので、そういった意味では、この後、予定で説明があるのかなと思うんですけども、実際にやっている団体とか、あとはそういう取り組みが想定される団体に対してのPRとか、あと一般市民に対するPRというのを十分にお願したいなというふうに思います。それが、ひいては、行く行くはそういったところで介護保険とか介護に興味を持っていただくと、このサービスBまたはAに、多様なサービスでかかわった方が現行のサービスのほうに従事していただけるようにならなければいいのかなというふうに思います。

会 長： ありがとうございます。

では、順番に来ていますので、薬剤師会、O委員いかがでしょうか。

O委員： きょうはAとBということで、そちらのほうが中心になるということで、あまり発言する機会がなかったんですけども、サービスCというような形で、そちらのほうに入るのかなというふうに思いましたけれども、ここに書かれているように、短期集中のサービスCについては次回以降の説明というふうな形に書かれていましたので、次回以降いろいろその内容が出てくるのかなというふうに思いましたけれども、ただ12ページのところに、サービスCについては短期集中で生活機能の改善に向けた支援というふうな形で書かれていますので、生活機能がちょっと悪化した場合とか、悪化しそうな場合には短期集中型でそれを改善して、支援して、サービスAのほうに持っていけるような形に、その辺で対処できるのかなというふうなことなんですけれども、サービスCというのは医療と保険の形と書かれていますので、やはり医療、介護というふうな連携の中でこれをやっていかなくちゃならないのかなというふうには思います。

薬剤師会としては、結構やっぱり薬のほうに関係ありますので、薬の飲み合わせとか、そういったことが非常に老人の方は多いんで、その辺で正しい薬を飲むことによって状態を悪化させないような形で、健康を維持するような形でやっていきたいというふうな意向の中でいろいろ計画していますので、よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。

今回は、専門職というところが少なかったのですが、最後になりましたけれども、医師会のP委員、いかがでしょうか。

P委員： どうもありがとうございます。

きょうは、私の範疇ではないというところもありますけれども、今お話、議論を聞いていると、やっぱりいろいろ考えさせられることがありまして、ただ、この要支援1、2の方をこちらに移行させていこうと思うと、医療的なことを言うと、やっぱり要支援の2というのは要介護1と紙一重なんですね。ですから、要支援1だったらいいと思うんですけれども、要支援2の方というのは安全の確保とかということを考えてときに、結構慎重にやらざるを得ないかなというのがこの議論を通じて感じました。

ただ、現実問題、国がもうとにかくこれをやっていきなさいという、要するに地域包括ケアシステムをつくっていく中でこれをやれということは、いろいろ問題はあるんですけれども、やっぱりやらざるを得ないんだらうということですので、仕組みをどうつくっていくか、前向きな検討はやっぱりやっていかないといけないだらうというふうには考えています。ネガティブな意見を言おうと思うといくらでも出るんですけれどもね、100上げろと言うと、多分100上げられるんですよね。だけれども、なら、現実問題、限られた予算の中でそれをやっていくということ考えた場合にどうしたらいいのかと。

ただ、先ほどボランティアの中で、やっぱり時給に換算すると100円ぐらいだということもありますけれどもね、実際もうちょっとあげられるような感じでやると、もっとボランティア集まると思うんですよね。やはり労働というのは、労働に対する対価というものをもう少し正当に評価しなきゃ、ボランティアだからこれ無償でというよりも、やはりそこに労働意欲が湧くようなことをやることによっていろいろ変わってくる。

一例で、これは長野だったか徳島だか忘れちゃったけれども、葉っぱビジネスというのがあってね、山合いのおばあちゃんが、ありますよね、料亭とか行くと、刺身のところにちよっところ、今の季節だとモミジとかね、そういうのが。あれがやっぱり商売になるということで、あれはどっかの農協の方が始められたんですね。そうすると、おばあちゃんたちが、こんなものいっぱいあるわけですから、集めてくるわけですね。それがお金になるとわかったら、80歳のおばあちゃんでも山を登って、その日に必要なものをもってきて、結局お金も得られるし、健康も得られるし、そういう方がもう今やパソコンを使う、今だと端末を使ってそういうことにも、だからそういう意味で

は、要するに介護が必要とならないようなものをやっぱりつくっていくという、そのためにはやっぱり人間、意欲だろうと思いますね。

私らのところでも、結構ご高齢の方が清掃の方でアルバイトで来てくれて、平均年齢70を超えています。だけれども、結構やっぱり働いて、それでいくらか報酬を得られて、それで充分旅行に行つて孫にもお小遣いあげてという、そうすると、いろいろな意欲が湧いてくる。そうすると、健康も増進されるということで、僕は体操教室とかやることはいいとは思っているんですけどもね、継続しないですよ。その場だけは、ああ、そうかと思うんだけど、やっぱり持続できること、そうするということはやはり労働とかそういうものにつながって、それに対して必要な対価を払っていく、そういう社会の仕組みが今後必要になってくるのかなとは思いました。意見です。

会 長： ありがとうございます。

これで多分皆さんご意見言えたんじゃないかなと思いますが、ご意見がこの時間の中で非常に多かったと。いろいろな意見をいろいろな立場で言っていた時間だったかなというふうに思います。まだ質問もいろいろあるかとは思いますが、質問にも出ておりましたが、次の、今後の予定というところの説明をしていただこうかなと思いますので、ちょっと時間は大分過ぎておりますが、それでは最後に13ページ以降の内容につきまして、事務局のほうからご説明いただいでよろしいでしょうか。

事務局： それでは、資料13ページをご覧くださいと思います。

今後の予定でございますけれども、来年度の中での実施に向けて、年明けの1月、2月あたりで意見交換会のようなものを実施していきたいと考えております。現段階では、この介護保険運営協議会とか協議体といった市を代表するような会議の中での意見聴取となっておりますけれども、実際にこういった支え合いの仕組みに興味を持たれているNPO団体も、中にはご連絡をいただいているところもありますので、そういった方への意見聴取ということで、この内容については、市全体で1回の開催というよりは、そういうことだと参加する団体の数が限られてしまいますので、可能であれば地域ごとの開催ということで、市内をブロック別に分けたような感じの開催ということも考えております。

そこでもご意見いただいた中で、今後、来年度の予算をしっかりと確保をした上で、ある程度の金額が確保できたことを踏まえて、来年度の実施に向けて、実際のそういった担い手とか参画していただく方々、事業者の募集をし、今の会議の中でもいろいろな事前の研修とか危機管理、個人情報等の関係もありますので、そういう説明会、研修をしっかりとやるということで、今回、年度当初というのはなかなか難しいのではないかなということで、ある程度の準備行為を含めると、10月以降の実施ではないかなということでお示しをさせていただいております。

現段階の案ですので、時期的には多少流動的なこともありますが、事前のこういった研修等を踏まえると一定の準備期間が必要ということで、こういうふうな形で進め

させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

14ページの基本チェックリストの説明は、先ほど一番最初のところで行いましたので、これは省略ということで、今後の予定につきましてのご説明がありました。

本日出たご意見を踏まえて、これから3月までの間でしっかり越谷市内の関係者のご意見を伺って、全ての調査というわけじゃないでしょうけれども、ご意見を伺っていく時期を設けて、理解を求めていくというふうな流れではないかなというふうに思いますが、これにつきまして、委員さんご意見あればと思いますが。

F委員： これじゃなくて、私なりの意見を述べる機会はないの。

会 長： あ、ごめんなさい……

副会長： Eさんの質問がまだ、近隣市町村の動向とかでご質問ありましたよ。

会 長： 失礼しました……

副会長： Eさんが先ほどご質問されたこと。

会 長： すみません。

事務局： 失礼いたしました。近隣のほうでは、特にこの東武線沿線では、総合事業を実施しているところはまだありません。法律上の期限は29年4月以降ということで、皆さんもともともう27年度当初から29年4月に向けてということで、越谷市は先行して28年3月から、給付の仕組みはそのままということで開始しましたが、それでもいろいろな市独自のルールを定めるというところの中では、その部分においても越谷市を参考にさせていただきたいという問い合わせはかなり来ている状況です。

あとは、先ほど近隣のところを参考にして単価設定をさせていただいたところの中では、昨年度、既にもう29年度以降の単価を設定し、今具体的に詰めているという話も伺っていますが、現実には本当に最初から事業者がこれだけできますというところまでできているかというところ、まだちょっとどうなるかなというご意見もいただいています。ですので、前回会議でも、越谷のほうは近隣に先駆けてできるだけ早目に、できるところはやっていこうというお話もありましたけれども、その思いはある中で、特に多様な部分がなかなかどうやっていいかわからないという自治体も数多く聞いていますので、それについては近隣の動向も定期的に情報交換会をやっておりますので、そういった状況がまた入れば、タイムリーにこの会議でお示ししたいと思いますが、具体的にこういうところにやってもらおうというのは、近隣では特段は聞いていないですし、まだ実施自体は29年4月以降ということなんで、やっていない状況でございます。

県内ですと、やっているのは、よく知っているのは和光市と、年度当初で27年度当初はたしか羽生市だったと思います。同じ28年3月ですと、同一規模ですと川越市なんか実施はしておりますが、どの自治体もやっぱり多様な担い手をどうやっていく

かについては、すぐに設けることを念頭に置けないというか、これは徐々に増やしていかなくちゃいけないということの中で、試行錯誤でやっているようでございます。そういうのもありまして、県のほうも市町村支援ということで会議も定期的を開催して参加していますので、そういった動向を踏まえて、よりよい仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。大変失礼いたしました。

それでは、F委員。

F委員： 1つだけね。こういう活動をしていくときに、E委員も心配していたように、補償ですよね。それで、その保険はちゃんと、ボランティアをやっても、今のボランティア保険はほとんど補償のうち入っていない。そんなものじゃなくて、上限はいろいろあるかもしれんけれども、ちゃんと安心してボランティアができ、NPOが活動でき、それから全ての事業者が活動できるような保険制度も検討してやってほしいと思います。

私もね、現状にボランティアで何回も入っているし、推進員もやっているし、いろいろなことやっているけれども、自分持ちだよ。この間、たまたま自動車事故を起こして高齢者を運んで、そんな民生委員の保険も入っているのに、民生委員の保険じゃそんなの扱わないと。車を勝手にあんたが動かしたんだからと。だから、何かやっぱり私は結局保険でそういうものもカバーをしていただきたい。一生懸命活動して、年間いくらの保険も払っていながら、結局カバーしてもらえないのが現状でありますので、線引きをきちっとしておいて、安心してボランティア活動もし、従業員活動もし、全ての者が安心できる保険と一緒に並行して考えていくことがほしいと。個人情報の問題だって、今すごい補償金出る場合もあるんですよ。それもどうやってカバーするのか。その辺のことも考えていただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。給料面だけじゃなくて、やっぱり補償……

F委員： 何が起こるかわかんないもんね。

会 長： ですよね、積極的な支援が心置きなくできるようにというふうなところも含めて、安心して働けるような仕組みづくりというふうなところも検討していただくというふうなところでよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

これまでの意見ということで、大分、2時間ばかり経過いたしました、いろいろご意見ありがとうございました。

これで一通りこの2番についての議事は終了にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

E委員： すみません、この予定について。

会 長： 予定につきまして、はい。

E委員： 今後の予定なんですが、今、近隣ではどうなっていますかということでお答えいた

だいたんですが、今後の予定として越谷では10月から開始をしたいということですが、近隣でこれが明確に、越谷ではもう10月ですよ、来年10月にはやりますよという宣言をしたようなものですけれども、ほかの自治体で例えば来年4月にスタートしますよというふうに言っているところがあるのかどうかとか、そこいらをまずお聞かせいただきたい。近隣足並みそろえて10月から一斉にやろうとしているのか、それともやれるところはどんどんやろうとしているのか、そこいらを含めて1つお聞かせいただきたいということと、それから新たな担い手ということでお話がありました。新たな担い手を探して、これから地道に少しずつ取り組んでいくということですが、そういうことになる、来年の4月以降にいろいろな団体から希望を聞くのではもう遅いのではないかと思うんですよ。もっと前倒しをして、もう今年からどんどん各団体、受け皿となり得るような可能性のありそうなところにどんどん具体的に聞いて、それで10月までにこういう形ならできますよ、お金もこのぐらい出してくれればできますよというふうな具体的なものを示していかないと、なかなか10月が来ても、また受け皿ありませんというふうになってしまうと思うんですね。

私、前回出させていただいたときに申し上げましたけれども、私、まあ太極拳の団体の会長をやっているんですが、そういう形でいろいろ転倒予防だとか予防の関係でご協力できますよという話をしてまいりました。それについて、じゃ具体的にどういうふうにできるんですかという問い合わせがもう既に当局からなくちゃおかしいと思うんですね。人材どのくらいいるんですか、じゃどういう形が整えばできますか、自治会館はどうですか、具体的なお話をそちらから聞かせていただいて、どうなっていますかと聞いて、それで私も、じゃ皆さんに、じゃ指導員の皆さんを集めて、どういう形ならできますかという、そういうことをやっていかないと、もう私は遅いと思うんですね。そういう点で、今後の予定について、これを前倒ししていく、希望、申請、そこいらの関係をどういうふうに考えているのか、できたらお聞かせいただきたいと思います。

それと、あと関連しますけれども、今まで私も障害者団体のボランティアにかかわってまいりましたけれども、障害者団体のボランティアで具体的な身体介護、入浴介護とか泊まりの付き添いだとか、そういうことをやってきましたけれども、30年ほど前はこれがほとんど無償でやってきました。無償だと、どうしても穴が出てしまう。無償だから、じゃきょう行かれなくてもいいやと、急にキャンセルしてしまって介護人がいない、そういうことが出てきてしまうということで、障害者団体のほうもそれではうまくないということで無償から有償に変わっていった。今は、かなりの金額が出せるようになってきて、有償ボランティアで体制がとれているという団体もあるわけですね。そういうことを考えると、国の方針で無償に近いような形でやっていきなさいということ自体が無理があるんじゃないかなと思うんですね。もう少し金額、予算面で、これから11月に予算要求するようですけども、ちょっと大幅に予算要求し

ていただいて、安心してこういう体制に移行できるように努力していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

会 長： 最後のところは、いかがでしょうかというようなご質問でしたが、ご意見というところでいかせていただければと。ただ、やっぱり無償だから行かなかったなんていうようなことがないように、管理者はちゃんとやらなくちゃいけないかなということも感じましたけれども。

それから、予定の前倒しといたしますか、そういう部分につきまして、これについてはいかがでしょうか、何か。

事務局： 私のほうからご説明させていただきます。

まず、越谷市につきましては、来年の10月1日からの多様なサービスの開始を目指しているということで、こちらにつきましては、近隣市町と足並みをそろえるということではございません。越谷市独自の考えでございます。恐らく、近隣市町につきましては、越谷市が一番先に、10月1日だとしても一番先に越谷が事業を開始するのではないかなというような状況でございます。

各種取り組みの前倒しでございますけれども、きょうこの協議会の中で概要を説明させていただいた後に、早速地域に出向いていろいろな関係者とのヒアリングする予定に着手していきたいと思っています。その中では、既にサービスの提供主体としてのうちの団体がこういうことをできるんじゃないかというようなお声がけをいただいている団体もいくつかございます。そういったところも並行して、団体、個別のヒアリングとあわせて、地域に方々との意見交換会といったものを実施しながら、多様なサービスが1つでも充実できるようにということで取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、10月1日に設定させていただきました理由としましては、制度設計だけということであれば、多少早目に固めていくということも可能だとは考えております。ただし、制度設計とそれを運用していく、運営していくサービス提供者の方々の先ほど言いました個人情報の取り扱いですとか研修制度の問題とか、制度と運営の部分というのを両輪で考えていった場合に、ある程度の時間を要するのではないかなということも考えまして、10月1日からのスタートというふうにさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、関係者との丁寧なヒアリングといったことに努めながら、より充実した制度としてスタートできるように努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： ありがとうございます。

多分越谷市も35万人規模の市で、この後どう進んでいくのかというふうなところは、私も県のほうに行ったところ、越谷市は注目されているというふうなことも聞いたことがございます。なるべく穴のないような形で、ただ10月から始まるということでは

ございますが、ここでスタート、用意ドンで、それ以降もどんどん受け付けていく形になるかと思いますので、なるべく支障のない形で進めていきたいというふうに思いますので、またこのような場で皆様方のご意見をいただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、議事、もう時間もあれですが、進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の3つ目、第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査の実施についてということで、事務局のほうからご説明お願いいたします。

事務局： 長時間にわたりご苦労さまでございますが、しばらくお付き合いください。

議事の3番目、資料でいいますと15ページのほうを見ていただきたいんですが、第6期におきましても、計画策定の前年度に日常生活圏域ニーズ調査というものが国のほうから示されまして、それに基づきまして市のほうで調査をしております。その概要が、上のほうにあります第6期と書いてある、計画においてはということで、平成25年度に、国の示す日常生活圏域ニーズ調査に、越谷市の独自項目を加えて調査を実施しているということで、概要につきましては、見ていただきますように、要支援1から要介護2の高齢者につきましては全員ですね、それから60歳から64歳の第2号被保険者は2,500人の抽出で、それから一般高齢者を2,500人抽出、この60歳から64歳というのは、2025年問題の団塊の世代の方がこのときには60から64歳におったということで、その辺の意向を確かめたくてとったという経緯がございます。

今回、第7期につきましては、その下の星印に第7期の計画においてはとありますが、国のほうから、この日常生活圏域ニーズ調査も少し見直します、それから、これとは別に、新たに在宅介護実態調査というものをできないかというようなことでお話が来ているところです。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、これは総合事業をこれから進めていくに当たって、その評価とか、それから他市との比較とかができるような形でやっていきたいというようなことが国のほうから示されておまして、基本的には、要介護の方は除いて、要支援1、2の方と一般高齢者でとってもらいたいということで、それから質問項目も、前は96問ぐらい出していたのを、もうちょっと回答しやすいようにということで、必須で33問、それから任意で選択できるとされているのが30問ということで、かなり減らした形で国のほうから出されてきました。

これにつきましては、各自治体のほうでとった後に、国のほうのシステムに入力することによって、各団体間の比較ができるというようなことになっておまして、これは一般の方も見られるような形で結果が出てくるような形になっています。

15ページの下の方の右側になりますが、越谷市といたしましては、要支援1、2の高齢者につきましては全員、約2,700人程度、それから一般高齢者につきましては1万人程度を抽出してやろうと考えております。質問項目は、必須項目、それからオプシ

ョン項目につきましては基本的には全てやるような形で、それから市の独自の設定については、10問程度と考えておりますが、今検討している最中でございます。

それから、もう一つのほうなんです、在宅介護実態調査ということで、右のページ、16ページになりますが、こちらも越谷市のほうでは実施していきたいと考えております。国はなぜこれをやるかといいますと、アベノミクスで介護離職の防止ということがありまして、その辺の介護離職、親の介護のために仕事を離職するというような方をなくしていくために、各保険者のほうでもいろいろ施策を考えていっていただきたいというようなことで、そのたたき台となるような題材を提供していきたいというような考え方に基づいて行われるものです。

基本的に、調査は主に在宅で要介護認定を受けている方が、要介護認定を更新する際にこのアンケートをやってくださいというようなことで示されております。10万人以上の団体につきましては600件程度のサンプルが妥当だというように示されております。

質問につきましては、基本調査項目で9問、オプション調査項目で10問ということで示されております。活用につきましては、介護離職の防止のためにどのようなサービスが必要であるかを検討する材料ということと、それから更新のときには認定調査をするんですが、そのデータとかけ合わせることによって、例えば認知症のデータというのがなかなかとりにくい中で、要介護認定のときには認知症が一応客観的に示されたデータが出てくるので、そういう方の状況とかも詳しく分析できるのではないかと、国の方では考えています。こちらは、基本的には国の方針どおりに市のほうではやるつもりでありまして、主に在宅で要介護1から5の高齢者、それで600件程度がとれるような内容で考えております。

期間につきましては、12月から1月ぐらいにかけて、これは聞き取りというふうになっておりますが、基本的に要介護認定の更新の調査に行く際に、基本的にはケアマネさんになりますが、ケアマネさんのほうにお願いして、国のほうは聞き取ってそれを持って帰ってこいというふうになっているんですが、なるべく負担は減らすようにということで、置いていっていただいて、郵送で返信していただけないかなというようなことで、一応今のところ考えております。

それで、質問の内容につきましては17ページ以降にあるんですが、これはちょっと説明のほうはきょうは割愛させていただきまして、見ていただきたいのが、37ページのほうに前回やりました市の独自項目というのがあります。基本的には、こちらは継続性もありますのでやっていきたいと考えておるんですが、ただ、上から3つですね、現在のお住まいとか、建て替えや住み替えが必要か、それから建て替えや住み替えが必要な理由は何ですかというところは、ご自宅のことについてお伺いしてるんですが、これはなかなかちょっと施策に、今のところ介護保険計画の中では反映しにくいというところがありまして、削除しようかと考えております。

それから、1つ飛ばしまして、外出のことが出ていて、「外出したいときに、交通手段がなくて困ることはありますか」から4つですね、「買い物に行ける範囲で生鮮食品が買える小売店やコンビニエンスストアがありますか」というところ、この4つにつきましては、前回の回答がほとんど皆さん一緒だったんですね。今回やっても同じような回答しか出てこないのかなというふうに考えられますので、ここにつきましてはカットしようかなというふうに考えております。

それから、一番最後の年収につきまして聞いておるんですが、これもなかなか施策のほうに反映するには難しい箇所ですので、カットしようかなと考えております。

それ以外のものにつきましては引き続き行うこと、それから、あと、多少質問に対して細かく聞くような内容を、現在のところはやっいてこうかと考えているところでございます。

一応こういう形でやろうと思っているんですが、もしご意見等ございましたらお伺いできればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会 長： ご説明ありがとうございました。

これは国でも推し進めている調査ということで、越谷市もこれに準拠して行っていくと。それで、説明にもありましたが、前回までは日常生活圏域ニーズ調査だけだったけれども、今回はそのニーズ調査に対して、介護予防という観点が1つ加わったこと、それからもう一つ、在宅介護実態調査というふうな調査が1つ加わったということが前回の第6期事業計画の際の調査とは違っているところだったかと思ひます。それで、第6期計画、この冊子ですね、このようなものを第7期計画ということで策定するに当たっての調査ということで進めていくということでの説明だったと思ひます。

それで、ご意見をいただきましたかったところというのは、37ページのところで、市独自の調査ということで、第6期計画ではこのような市独自の調査を入れたということではございますが、先ほど説明があった部分については、調査をしてもどうしようもない部分もあるというふうなことも踏まえ、カットしてはどうかということだったかと思ひます。このほかに、いや、こういう調査も加えたほうがいいんじゃないかというご意見があれば、今伺えればと思ひますが、これにつきましていかがでしょうか。ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

B委員： 聞きたいことがあるんですけども。

会 長： B委員。

B委員： すみません、20ページなんですけれども、(4)のお住まいのところなんですけれども、4番民間賃貸住宅(一戸建て)と6番借家のはどう違うのかわからないんですけども、これやってみてちょっとわからないんですけれども。また、23ページの一番上の(6)のところ、歯の数のところなんですけれども、4問とも1字ずつ消えています。

事務局： わかりました。ありがとうございます。

会 長： じゃ、ここは修正するというので、ありがとうございました。
それでは、この37ページのところです。

A委員。

A委員： 37ページの年収を聞くところをカットしたいといいますが、私は年金の年収のところはきちんと聞いたほうがいいのではないかと思います。先ほど、経済的困難とか困窮者の問題が出ていましたので、それとクロス集計すると違ってくるのではないかと考えていました。どうしてここを削るのかと考えています。ここは、やはり、生かしておいたほうがいいのではないかと考えています。

それから、もう1つ、全く違うことですが、第7期に向けての調査をということですが、これは、介護を受ける側の調査です。第6期のときにも言いましたが、介護を提供している介護従事者だとか介護に専門的に従事している従業員のためのアンケートをぜひやってほしいと。それらは、第7期に向けて計画を立てるときに考えますという回答をいただいていたのですが、どうなったのでしょうか。

会 長： 2つ質問がありましたが、まず最初の1つ目、年収につきましての質問は入れたほうがいいのではないかとということですが、皆さん、ほかのご意見いかがでしょうか。多分ここで決めなくちゃいけないと思いますが、どうでしょう、あったほうがよろしいでしょうか。低所得者の先ほどの話もございましたが。

事務局： すみません、事務局のほうから、20ページをご覧いただきたいんですが、20ページの問1の(3)のところで、「現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか」というところで、こちらのほうでとっていけるのではないかとこのところ考えたところがございます。

副会長： 比較の問題だから、やっぱり客観的な指標が要ると思います。

A委員： 今のちょっと、言われたとおりです。

会 長： 言われたとおりでよろしいですか。

ほかのご意見いかがでしょうか。あったほうがいい、なくてもいいよという方はいらっしゃいますか。いないでしょうかね。なるほど、答えなければ答えないということ。

事務局： 入れる方向でいきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

事務局： すみません、もう1点なんですが、介護職員向けのアンケートなのですが、現在、埼玉県立大学さんと協力いたしまして、市長の第2期の公約でありますヘルパーさんとか家族介護者のためのケアシステムの構築という中で、介護相談窓口というのを月に1回開設させていただいているんですね。その中で、やっぱり介護職員の離職防止という観点から、職員の方の現在の状況のアンケートをとりましょうということで、今、埼玉県立大学と協働してやる方向で進めております。

それで、今年度に一応やりまして、埼玉県立大学さんのほうで特にお金を払ってや
ってもらった感じではなくてやってもらったので……

会 長： 私じゃないですけども。

事務局： 別な教授の方と一緒にやっているんですが、分析はしていただけるということであ
りますので、基本的には特養と老健とグループホームの入所施設を中心に、介護職員
向けのアンケートを実施することになっています。ということで、結果につきましては、
できる限り3月の諮問のときにお示しできればと思いますが、もしかしたらもう少し
延びた形かもしれませんが、結果につきましては皆さんのほうに報告して、第7期の
計画策定のほうで使っていただければというふうに考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

関連して。

A委員： 現在、仕事についている介護者は、案外掌握できます。本当は、資格を持っている
けれども、仕事をしていない人たちをどう組み入れるかが、大きな課題です。それを
越谷市は掌握しているのでしょうか。越谷市にヘルパーなど介護保険の資格を持って
いる人たちはどのくらいいるのかを掌握しておくといいと思います。

会 長： これは、どこかで調べればわかるものなんでしょうか。

事務局： いえ、現在、市のほうではデータは持っておりません。埼玉県のほうで登録制度と
いうものを今年から始めておりまして、その辺のお話をちょっと伺っていきたくと思
います。

会 長： ただ、この点については検討課題というふうなところでよろしいでしょうか。

A委員： あと、さっきのアンケートの。

会 長： アンケートについて。

A委員： 施設だけではなく、訪問の方もいくつかの事業所で結構ですから、入れていただき
たい。一番問題になっているのは訪問なのです。施設の方はある程度のところは把握
できますが、現在、訪問介護が非常に深刻になっているので、そこのところの問題点
を把握していただきたい。

市としての政策を打ち出すときにデータがないので、必要ではないかと思っています。
大学さんには申し訳ございませんが、ぜひとも、訪問のほうにも拡大してやっていただ
くとありがたいと思います。

会 長： この調査は私がやっているわけじゃないです。大学も大分予算が切迫しておりまし
て、ですが、これはご意見ということよろしいですか。

事務局： ちょっとお話はさせていただきたいと思います。

会 長： 担当の教授と。ありがとうございます。

それで、ちょっと今、別の話になっちゃっていますがけれども、調査、37ページの市
独自の調査の部分につきまして、この話は入れたほうがいいんじゃないかなというふ

うなことはありませんでしょうか。例えば、前回というか、この第6期を立てるときなんかは、地域包括支援センターの設置されている場所は知っていますかというふうなことを新たに入れた。地域包括支援センターのことを知っていますかじゃなくて、場所を知っていますかというふうな項目を1つ入れたという経緯がございますが、今回の第7期を立てる計画をするに当たって、皆様方のこの委員の中で、この質問を入れたほうが良いというような項目、具体的に言ってもらえると非常に助かるんですが、いかがでしょうか。なければなしで、無理して入れる必要はないと思いますので。質問を入れる場合には、その質問を入れた意図、それからその回答に対して改善するような方策が見えるような形じゃないと質問としては成り立たないかなとは思いますが、まあ今見てすぐというのはなかなかつらいかと思いますが、とりあえずはこれで行ってよろしいでしょうかね。

副会長： 37ページではないんですけれども、37ページというか、すみません、自由記述欄はもともとない……

事務局： はい、入れていないですね、今までは。

会長： 国の中でもないということ。国から示されたものの中にもないと。

事務局： そうですね、はい。

A委員： これ、でも自由記述欄じゃないの。今後、認知症云々って書いてあるの、自由記述欄じゃないの。37ページ。越谷市はどのようなことに重点を置くべきだと考えますかって、選択肢ないから、ここは自由記述ではないですか。

事務局： 一応選択肢は設けております。すみません、質問だけ載せておまして。

A委員： 介護離職の方のところの意見も今回初めてするので、何かそういう自由記述があったほうがいいかなとはちょっと思ったんですけれども。

事務局： 自由記述といいますと……

A委員： 例えば36ページの間9のその後。

会長： そうですね、自由記述、私の意見を言いますと、会長と副会長のあれなんですけれども、けんかするわけじゃないんですけれども、自由記述についても、ただ書いてくれじゃなくて、ある程度やっぱりテーマを絞らないと、分析をする観点の中でどう分析するかというふうなところが非常に辛いことになるのかなという気はしますね。あともう1つ、1人書いたことが全ての人が書いたみたいな形になるのも、あれは多分そういう分析の過程の問題になってくるんですね。

もしも自由記述として入れるならば、どのようなテーマとして入れたらいいかというような案ってございますか。

N委員。

N委員： これはちょっと趣旨と違っちゃうかもしれませんが、私、聞いていただきたいのは、16年たった介護保険そのものが制度疲労を起こしていると思うんですよ、現実、根本的に。そういうところで、あなたはこの介護保険制度についてどういふ

うに考えているか。端的に言えるのは、特養ホームの入所については、もう全国で50万人も待機者がいるというふうに言われていて、それで保険料を払っていながら、実は入りたいというときに入れたい。こういう事態についてどういうふうに思っていますかということぐらいちょっと聞いてもらってもいいかな。まあ無理かな。私の思いです。

会 長： うん、私も言っていることはすごくいいことだと思う。まあそれで「はい」というふうな何かの答えがあった場合にどうするかですよね。特養を増やすのか、実際増やすのかというふうな、本当は全国的な課題ということかもしれませんけれどもね。

A委員： じゃ、もっと介護離職の問題で……

会 長： ちょっと待ってくださいね。とりあえずこの質問で……

A委員： そうではなくて、自由記載のところの意見です。介護離職の関係で非常に問題になっているのは、いろいろな制度があっても知らない、というのが結構あって、一部の企業の中でも経営側や労働組合が率先して従業員に制度を知らせていこうという動きがあります。ここのところについては、自由記載で、例えば介護離職というか、自分が介護離職というのにぶち当たったときに、どういう制度があるといいか等、聞きたいと思いました。すべての企業が言ってくればいいのですが、なかなかそういう宣伝はしていただけないので、その点は、どうかなと思いました。

会 長： ありがとうございます。それは、在宅介護実態調査というふうなことは、在宅の家族介護者が中心だと思いますので、今のご質問の部分については、うちの大学と行うあれでの検討事項というふうなことでよろしいでしょうか。

A委員： はい。

会 長： それでは、37ページの新たな質問事項というふうなことにつきましては、ちょっとこれ以降、なかなか意見もないかなというふうに思いますので、先ほどの市からの説明にございました削除の項目は削除したいと。年収は入れて……

事務局： はい、年収は入れていきます。

会 長： 入れる方向で、ということで進めていただくということでお願いいたします。

それでは、もう5時になります、続きまして、まだあるんですね。議事の4つ目、最後になります、介護保険事業所整備に係る公募について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、最後の議題でございますが、（4）介護保険事業所整備に係る公募につきましてご説明をさせていただきます。

この会議室、5時まで借用しているんですけども、原状回帰が5時までということもございますので、さらりとご説明をさせていただければと思っております。

第1回目の会議に引き続き、進捗状況のご報告という趣旨でございますので、あらかじめご承知おきいただければと思っております。

第6期、平成27年度から29年度までを計画期間とするこの第6期の計画3年間の中

で整備をすべく目標を立てて、私どもは順次公募をさせていただいたものでございます。今年度やったものについては、昨年度は特養とか老健とかをやっているんですけども、目標を満たさなかったサービスということで、2の対象サービス及び募集数ということで、この3つのサービスの公募を行ったところでございます。

この公募枠については、この表の真ん中にあるとおり、特定施設が1施設64床等と書いてございますが、この中で、応募をいただいた事業者さんがどうだったかという、この太く枠で囲まれているとおり、特定施設の1施設64床のみが手が上がったというふうな状況でございました。しかし、1枠に対して1枠手が上がったということで、自動的にここが選定をされる、されないというわけではございませんで、市が設定した基準を満たしているかどうかということで厳正に審査をさせていただく中で、こちらについて選定をさせていただいたところでございます。

4の公募スケジュールということで、これは概要でございますが、ちょうど10月12日に直接この手を挙げていただいた事業者を招いてヒアリングをさせていただいたところでございます。同日、そのヒアリング、あと書類審査を踏まえて、庁内関係各課の管理職を交えて選定審査会を開催させていただき、その次の10月下旬予定と書かれて選定結果通知と書かれておりますけれども、ちょうど昨日、市長決裁がおりまして、昨日付で対象の事業者には合格というか判断は適正でしたよということで、整備計画については承認をする旨のご通知を差し上げたところでございます。郵便はきのう送っておりますので、ホームページについてはそろそろ届いたかなというぐらいに公開をさせていただきますので、今の段階ではまだアップはしていないんですけども、来週頭にはホームページにも公開をして、この整備の状況について関係事業者さんですとか市民の方への周知に努めてまいりたいと思います。

いずれにしても、公募で受かったからもうゴールということではなくて、私ども保険者としては、介護保険を運営していく中で適切に管理をさせていただきますので、ご理解いただければと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

会 長： ご説明ありがとうございました。

これにつきましてご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。1つか挙がらなかったと。あとは定期巡回等、手が挙がらなかったというような状況のようです。

[発言者なし]

会 長： それでは、これについてのご質問はないということで、ここまでにさせていただきたいと思います。

それで、次第でいきますとその他ということになりますが、その他、事務局からあ

りますでしょうか。

事務局： お配りしております介護フェスタのパンフレットのことだけ紹介させていただきますと、11月5日に、ここ中央市民会館のほうで11時から、介護保険サービス事業者連絡協議会さんがメインとなりまして開催されます。介護ロボットも実際に体験とかができますので、皆様どうぞお声がけいただきまして、多数の方の参加をお待ちしておりますという紹介です。ありがとうございました。

会長： ありがとうございました。

それでは、次第、これで運営協議会の議題のほうは終了となります。充実したご意見、いろいろありがとうございました。

司会： 田口会長、ありがとうございました。

それでは、最後に次第の4のその他についてですが、事務局より2点ほど連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議の日程でございます。

現在のところ、3月下旬の開催でお願いできればと考えております。この会議において、第7期事業計画策定について諮問する予定でございます。具体的な日程は調整させていただき、改めて皆様にご連絡させていただきます。

次に、2点目ですが、本日の会議録ですが、後日作成できました段階で委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定していただければと考えております。

それでは、閉会の言葉を森副会長からお願い申し上げます。

副会長： もう時間がありませんので、皆さん長時間どうもありがとうございました。本当にいろいろ考えさせられる点がたくさん出てきたと思います。

最後に一言、やっぱり4カ月に1回ぐらいしかありませんので、3時間ぐらい検討して、十分このように話ができればなというふうに思います。

次回、3月ですけれども、それまでの間に、皆さんいろいろな情報をまたここにお持ちいただいて、本当に越谷のいい総合事業を考えていきたいなというふうに思っております。どうぞ今後ともよろしくいたします。

司会： それでは、以上をもちまして平成28年度第2回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。

以上